

山鹿市人権教育・啓発基本計画 〔改訂版〕

平成 24 年 3 月

熊本県山鹿市



はじめに

日本国憲法では、すべての国民に基本的人権の享有が保障され、人権尊重主義が掲げられています。また、一人ひとりの人間が、かけがえのない存在であり、人が人として生きていくうえで必要不可欠な、幸福追求権も保障されています。

しかしながら、現代社会では、同和問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や差別など、人権に関する様々な問題が存在しています。なかでも、被差別部落に生まれた、または住んでいるという理由だけで、結婚や就職などで不当な差別を受けるなどの同和問題は、深刻にしてかつ重大な人権問題であり、早急に解決しなければならない問題です。

また、高齢化の進展に伴う介護問題、障がい者が社会を構成する一員としてあらゆる分野に参加できる環境づくり、国際化の進展による外国人との相互理解の問題、ハンセン病回復者等やHIV感染者等に対する偏見や差別など、私たちは、生活の中で、密接に人権問題と関わり合っています。

そのようななか、私たちは、自分の人権が侵害されたとき、はじめて人権の大切さに気づきます。例えるなら、水や空気のようなものといえるかもしれません。

そこで、日頃から、自分やすべての人の人権が本当に尊重されているのかを考え、人権を尊重する文化を築いていく必要があります。

本市においても、これまでの取組の成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業、民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方にたって、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取組を進める必要があります。

本計画の策定にあたっては、山鹿市人権擁護審議会委員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきました。ここに深く感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

山鹿市長 中嶋 憲正

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第1章 山鹿市人権教育・啓発基本計画策定の意義等 | 1 |
| 1 基本計画策定の意義 | 1 |
| 2 基本計画の性格 | 1 |
| 3 基本計画の期間 | 2 |
| 4 基本計画の位置づけ | 3 |
| 5 アンケート調査の実施 | 4 |
| 第2章 人権教育・啓発の基本的考え方について | 5 |
| 1 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義 | 5 |
| 2 人権教育・啓発の目標 | 6 |
| 第3章 本市の人権をめぐる現状 | 7 |
| 1 人権侵害の経験 | 7 |
| 2 人権への関心 | 9 |
| 3 同和問題 | 10 |
| 4 市民の声 | 12 |
| 第4章 計画の基本方向 | 13 |
| 1 基本理念 | 13 |
| 2 基本目標 | 14 |
| 3 施策の体系 | 16 |
| 4 重点課題 | 17 |
| 《重点課題1 同和問題》 | 17 |
| 《重点課題2 女性の人権》 | 20 |
| 《重点課題3 子どもの人権》 | 23 |
| 《重点課題4 高齢者の人権》 | 26 |
| 《重点課題5 障がい者の人権》 | 29 |
| 《重点課題6 外国人の人権》 | 32 |
| 《重点課題7 ハンセン病回復者・HIV感染者等の人権》 | 33 |
| 《重点課題8 犯罪被害者等の人権》 | 36 |
| 《重点課題9 様々な人権課題》 | 38 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 第5章 人権教育・啓発の施策の方向 | 41 |
| 1 教育 | 41 |
| (1) 就学前教育 | 41 |
| ① 就学前教育の充実 | 41 |
| ② 家庭教育に対する支援 | 41 |
| ③ 学習機会の充実 | 41 |
| (2) 学校教育 | 42 |
| ① 学校教育の充実 | 42 |
| ② 家庭・地域との連携 | 42 |
| ③ 学習機会の充実 | 42 |
| (3) 社会教育 | 43 |
| ① 社会教育の充実 | 43 |
| ② 家庭教育に対する支援 | 43 |
| ③ 学習機会の充実 | 43 |
| 2 啓発 | 44 |
| (1) 内容 | 45 |
| ① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進 | 45 |
| ② 人権意識の高揚 | 45 |
| ③ 日常生活における態度や行動への発現 | 45 |
| (2) 方法 | 46 |
| ① 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発 | 46 |
| ② 具体的な事例を活用した啓発 | 46 |
| ③ 参加体験型の啓発 | 46 |
| ④ 地域交流を通じた啓発 | 46 |
| 3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等 | 47 |
| ① 市職員 | 47 |
| ② 教職員等 | 47 |
| ③ 社会教育関係者 | 47 |
| ④ 保健・医療・福祉関係者 | 48 |
| ⑤ マスメディア関係者 | 48 |

| | |
|-------------------------|----------------|
| 第6章 計画を推進する体制等 | -----49 |
| 1 市の実施体制 | -----49 |
| 2 市民への啓発 | -----49 |
| 3 人材の育成等 | -----49 |
| 4 調査・研究 | -----49 |
| 5 相談体制等の充実 | -----50 |
| 6 国、県、他市町村及び企業団体などとの連携 | -----50 |
| 7 家庭・地域との連携 | -----50 |
| 8 ライフステージ別課題ごとの市民・行政の役割 | -----51 |

<資料編>

| | |
|-----------------------|---------|
| 資料編1 人権に関する取組状況 | -----53 |
| (1) 人権に関する世界の取組 | -----53 |
| (2) 人権に関するわが国の取組 | -----54 |
| (3) 人権に関する熊本県の取組 | -----55 |
| (4) 人権に関する本市の取組 | -----55 |
| (5) 山鹿市人権教育・啓発推進事業の推移 | -----56 |
| 資料編2 人権に関する法令等 | -----57 |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | -----57 |
| 山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例 | -----58 |
| 山鹿市人権擁護審議会規則 | -----59 |
| 人権教育・啓発に関する基本計画(抄) | -----60 |
| 世界人権宣言 | -----62 |
| 日本国憲法(抄) | -----65 |
| 資料編3 策定にあたって | -----67 |
| 山鹿市人権擁護審議会委員名簿 | -----67 |

※「障害」と「障がい」の表記を、本計画では次のように使い分けます。

「障害」とする場合・・・法律上の名称及び国・県の事業（公的事业）の名称等

（例）障害福祉サービス、障害種、障害者の団体等

「障がい」とする場合・・・人を指す場合

（例）障がい者と家族、高齢者や障がい者等

第1章

山鹿市人権教育・啓発基本計画策定の意義等

第1章 山鹿市人権教育・啓発基本計画策定の意義等

1 基本計画策定の意義

山鹿市人権教育・啓発基本計画を策定することには、次のような意義があります。

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえで、本市における人権の現状について、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため市としてどのような内容に、どのようにして取り組むのか、という取組の方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政、学校、企業・民間団体、地域及び家庭などに期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、地域及び家庭などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行う必要があります。

このため、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、パートナーシップ※のもと、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2 基本計画の性格

国連では、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国内でも「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。さらに、平成16年(2004年)12月の国連総会では「人権教育の国連10年」の取組を継承し、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、『人権教育のための世界プログラム』が採択されました。

この中で、地方公共団体等がこの行動計画に沿った取組を展開することが述べられ、これにより旧市町においても行動計画が策定され取組を進めてきました。

この行動計画に基づき、人権教育・啓発に取り組んできましたが、これらの計画策定後に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という)など、国内の動向にも配慮する必要があります。

※パートナーシップ：

多様化する市民のニーズに対して、市民、企業、学校、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする民間非営利団体、行政などの様々な主体が一緒になって公益的な課題の解決に向けて取り組む場合に、それぞれの主体が、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理です。

3 基本計画の期間

本計画は、平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間の計画ですが、「山鹿市部落差別をなくす
 等人権を守る条例」（条例第 123 号）第 5 条※に基づき、社会情勢の変化等に適切に対応するよ
 う、平成 23 年度において見直しを行いました。

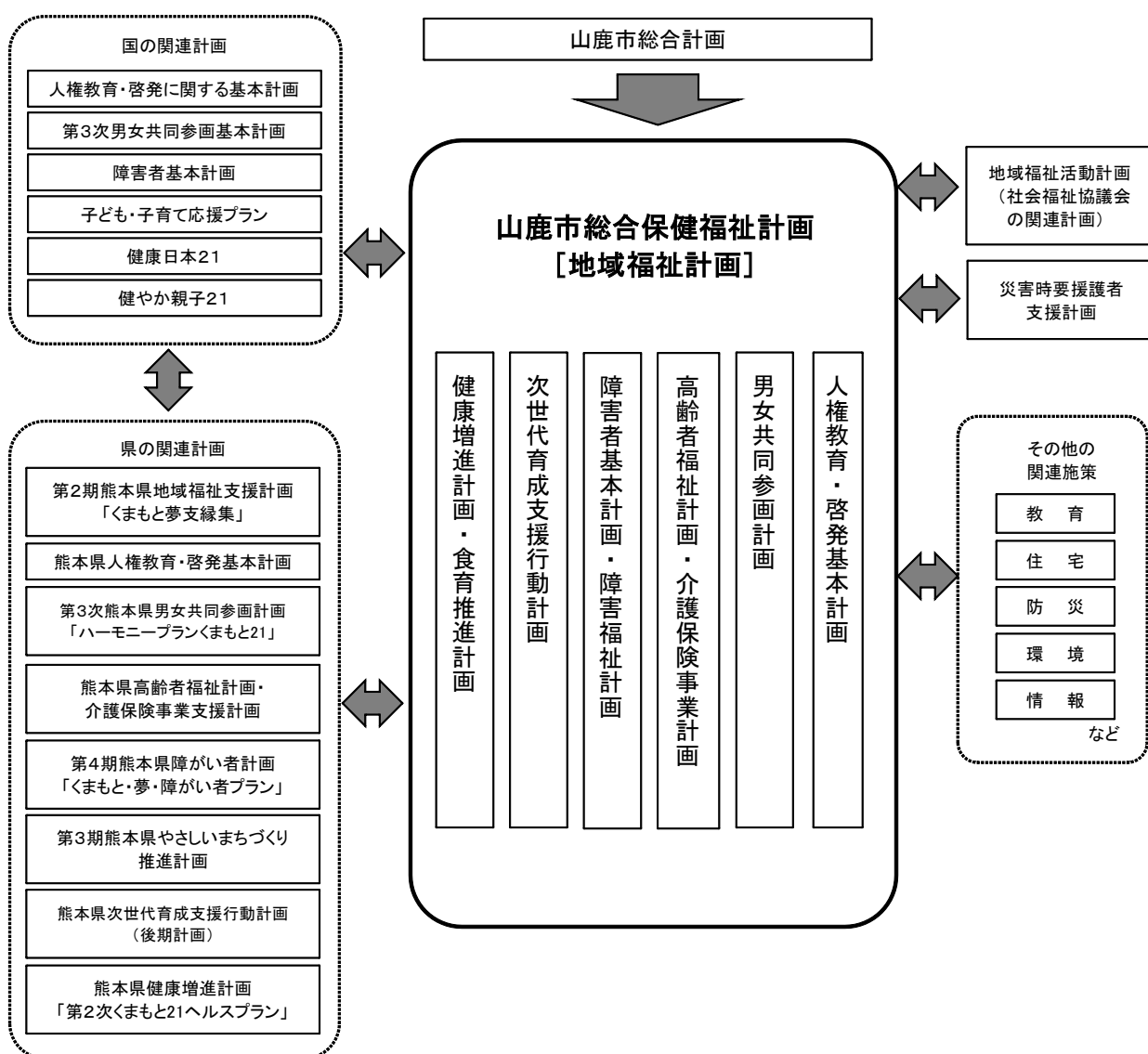
| 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 山鹿市総合計画 | | | | | | | | | | |
| 山鹿市人権教育・啓発基本計画 | | | | | 見直し | 山鹿市人権教育・啓発基本計画(改訂) | | | | |

※「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」（条例第 123 号）第 5 条：

市は、部落差別等の実態を把握するため、5 年ごとを目途に調査を行うものとし、その結果を市の施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

4 基本計画の位置づけ

- 本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- 本計画は、「山鹿市総合計画」を上位計画としており、「山鹿市総合保健福祉計画」の分野別6計画の一つです。
- 本計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえて作成しています。



5 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、市民の意見や要望を把握するため、「山鹿市総合保健福祉計画」の分野別計画として男女共同参画計画と合同のアンケート調査を実施しました。これ以降、「総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）」と表記しています。

| | |
|------|-----------------|
| 調査対象 | 市内に居住する20歳以上の男女 |
| 標本数 | 2,000 |
| 抽出法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査時期 | 平成23年10月～11月 |
| 回収率 | 38.5% |

第2章

人権教育・啓発の基本的考え方について

第2章 人権教育・啓発の基本的考え方について

1 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義

20 世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたち、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という『世界人権宣言』が、昭和 23 年（1948 年）に、国連総会で採択されました。その理念は、人権に関する多くの宣言や条約となって実を結び、様々な取組が国連を中心に展開されてきました。

国内においては、人権問題にかかわる重要な課題である同和問題の解決について、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」と位置づけた「同和対策審議会答申[※]」（昭和 40 年（1965 年））の精神にのっとり、総合的な視点にたった同和行政を推進してきました。

しかし、いまだ人権について多くの人が、人権問題は「一部の人の気の毒な問題」で「私には関係がない」と、自分自身とは距離のある概念として受け止める傾向にあります。

また、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ市民の中に十分定着していないため、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点が指摘されています。

人権とは、人間誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、いいかえれば、人間が自分の生活を理由なく侵害されず、人が人として生きていくことのできる権利です。つまり着ること、食べること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての人の日常生活にかかわるものとしてとらえる必要があります。

今日においてもなお、同和問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別など、人権に関する課題が山積しています。そのため、市民一人ひとりが社会の一員として、お互いの尊厳を保障し合い、共に生きる社会を構築することが必要です。

※同和対策審議会答申：

同和問題解決のため 1960 年（昭和 35 年）内閣総理大臣の諮問機関として設置された審議会。約 4 年の審議を行い 1965 年（昭和 40 年）に答申が出され、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

2 人権教育・啓発の目標

人権教育は、「調和のとれたコミュニティ間関係、相互の寛容と理解、ひいては平和を実現するために不可欠」なものであるといえます（国連人権高等弁務官報告・第94段落）。

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。つまり、すべての人が、出身や門地、性別や年齢の違い、障害の有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」を持った一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、あらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

人権教育・啓発を推進し、人権について学ぶことは、「人権尊重のまちづくり」の担い手を育成するための第一歩となります。

自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、市民一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、実効ある行動力と問題解決のための具体的な行動につながる技能などを生涯にわたる学習によって育むことにより、自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求のまち」へと築きあげていくためにも、行政や学校、企業・民間団体などに期待される役割を明確に示すことが重要です。

わが国の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念は、社会的身分や門地、性別、障害の有無に関係なく、すべての人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、日本における最も深刻かつ重要な人権問題である同和問題についての正しい理解と問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。

人権教育・啓発推進法が制定され地方公共団体においては、人権教育・啓発への着実な取組が求められている中で、同和教育の理念を下に、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発を充実発展させる必要があります。

第3章

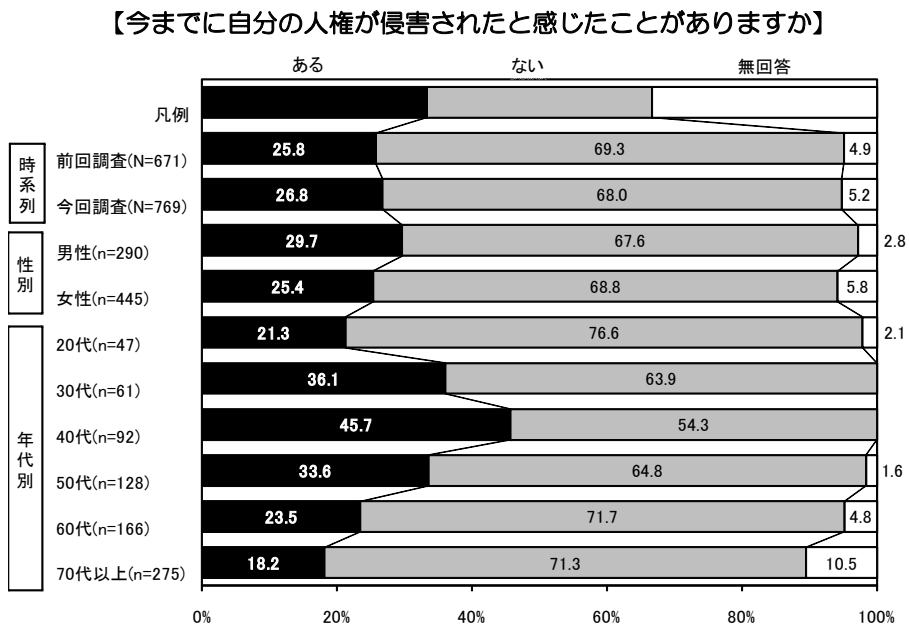
本市の人権をめぐる現状

第3章 本市の人権をめぐる現状

平成 23 年に実施した総合保健福祉計画アンケート調査（実施概要は P 3 参照）から、市民の人権に関する意識や実態は次のように示されます。

1 人権侵害の経験

本市で人権侵害の経験があるとするのは 26.8%と 4 分の 1 を超えており、平成 18 年実施の総合保健福祉計画アンケート（以下、「前回調査」）と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。性別では男性でやや多く、年代別では 40 歳代で 40%を超えています。

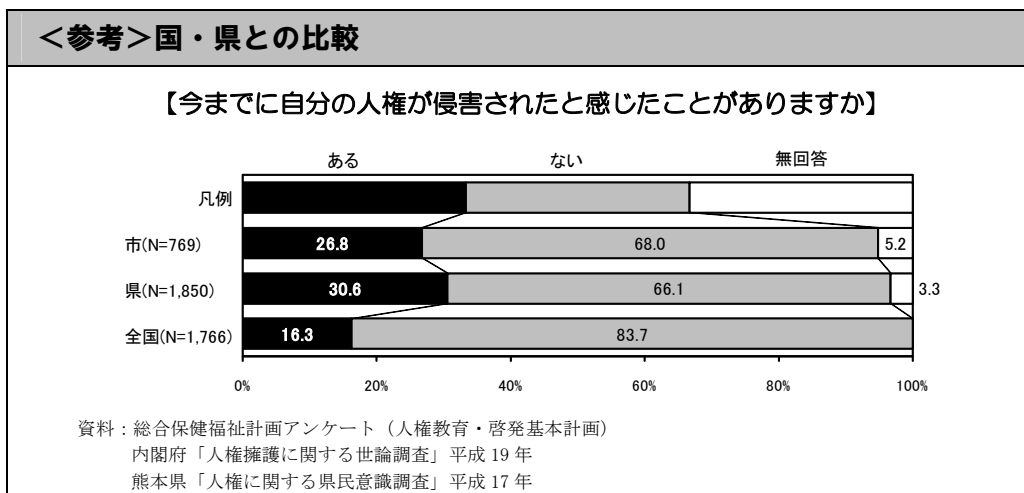


資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成 18 年、今回調査：平成 23 年）

グラフの中の「N」・「n」は、回答率算出上の基数（標本数）です。

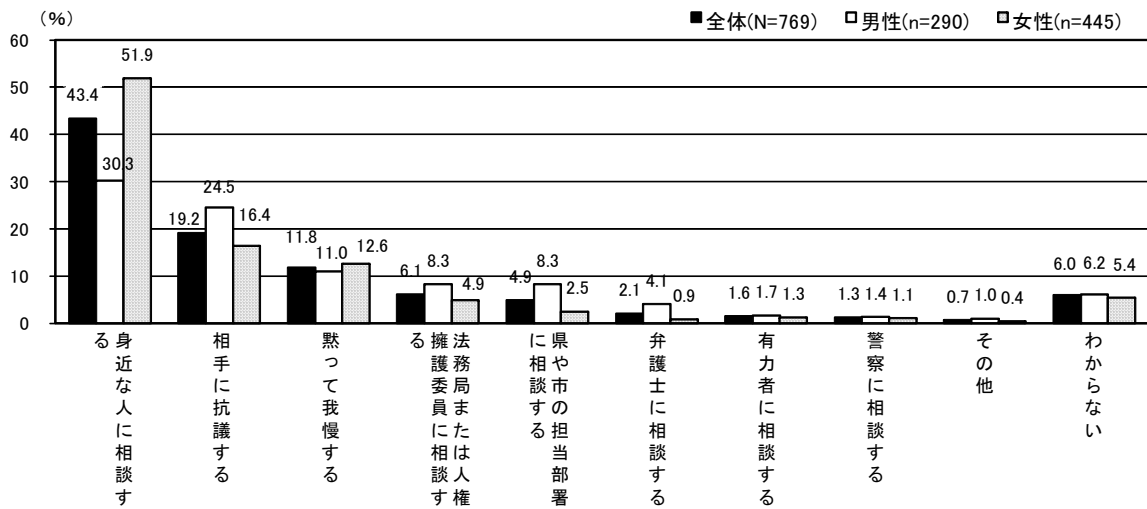
N = 標本全数 n = 該当数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）

人権侵害を経験したと回答する人の割合を県・全国と比較すると、県（30.6%）を下回るものの、全国（16.3%）を上回っています。



人権侵害を受けたときの対応としては「身近な人に相談する」が圧倒的に多く、「法務局または人権擁護委員に相談する」、「県や市の担当部署に相談する」、「警察に相談する」などの公的な手段をとる人はわずかとなっています。性別では、男性で「相手に抗議する」、女性で「身近な人に相談する」が比較的多くなっています。

【人権侵害を受けたときの対応】

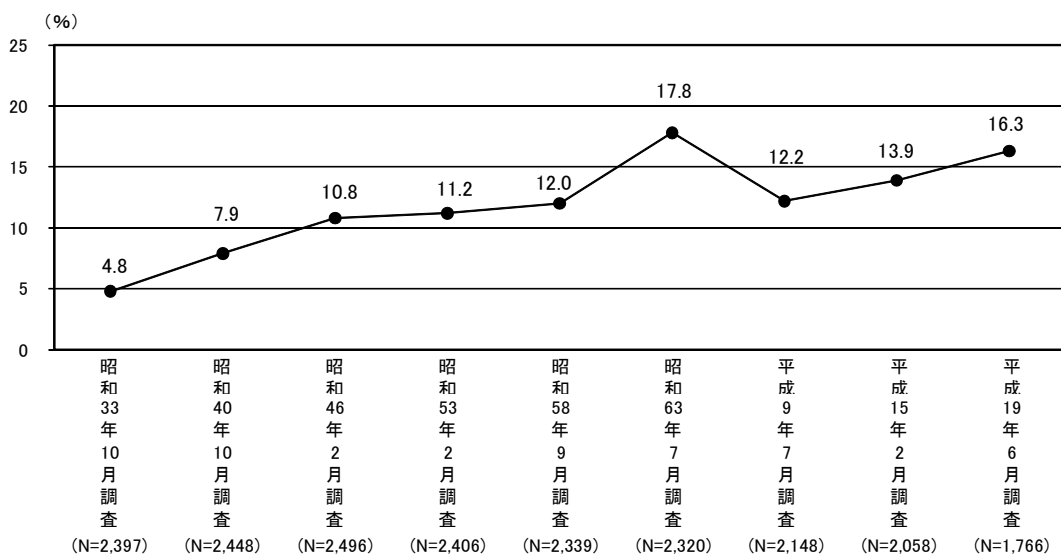


資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）

＜参考＞時系列比較（国）

全国調査によると、人権侵害は増える傾向が指摘されています。

【今までに自分の人権が侵害されたと感じた人の割合】



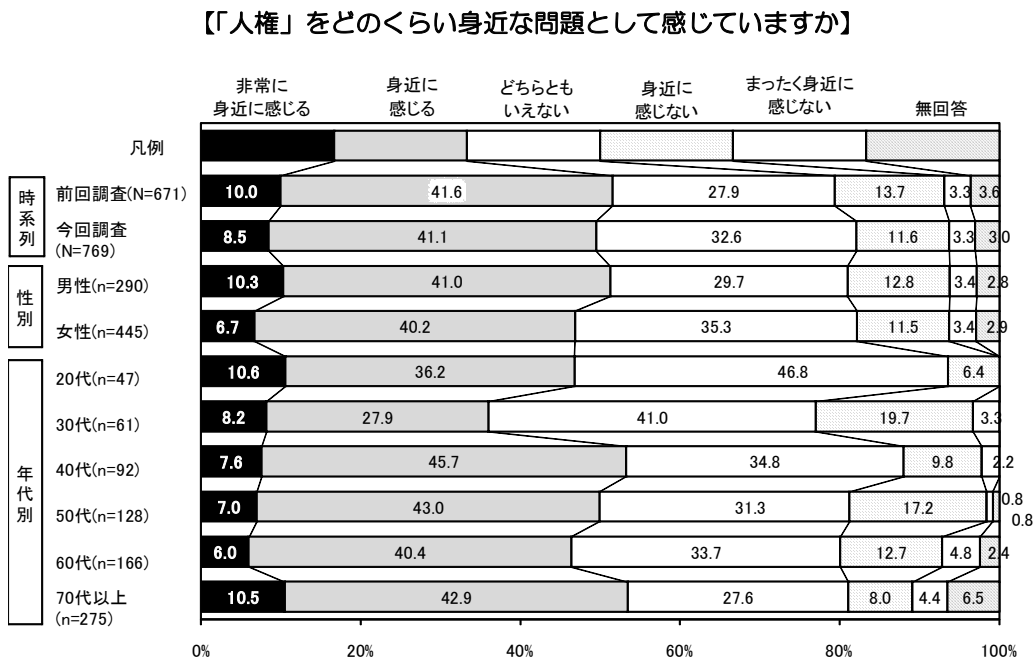
資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（各年）

2 人権への関心

人権問題を『身近に感じる（「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」の合計）』人が、49.6%と約半数になっているものの、『身近に感じない（「まったく身近に感じない」と「身近に感じない」の合計）』人も、14.9%になっています。

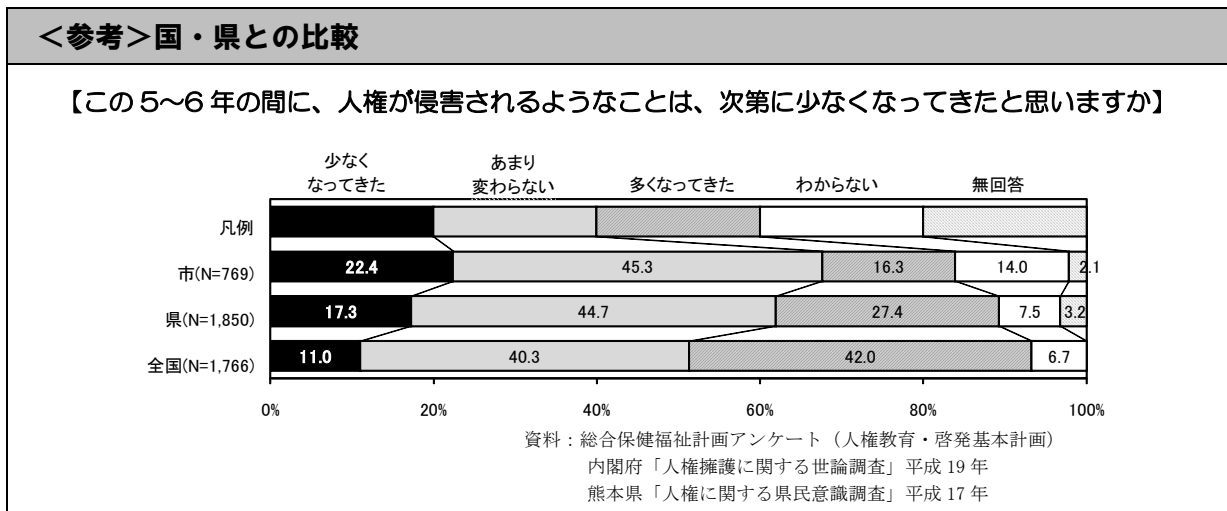
前回調査と比較すると、『身近に感じる』、『身近に感じない』のいずれも、若干ではあるものの減少しており、『どちらともいえない』と回答を保留する人が増えています。

性別では女性で、年代別では30代で、『身近に感じる』と回答した人の割合が低くなっています。



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

人権侵害を最近5～6年間で比較したところ、本市では県・全国に比べると、人権侵害が「多くなってきた」と答える人が少なく、また「わからない」と答える人が多くなっています。

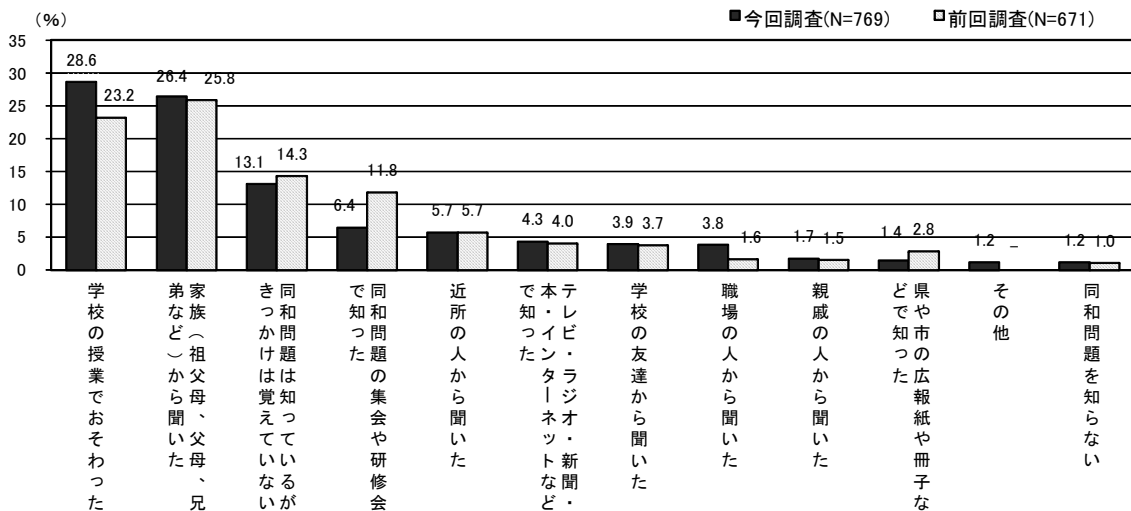


3 同和問題

同和問題は「学校の授業でおそわった」とする人が最も多く、次いで「家族から聞いた」となっており、この2つで55%を占めています。

前回調査と比較すると、「学校の授業でおそわった」の割合は増加しているものの、「同和問題の集会や研修会で知った」、「県や市の広報紙や冊子などで知った」の割合は減少しています。

【同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか】



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

性別では、大きな傾向の変化は見られません。年代別では、20～40代で「学校の授業でおそわった」とする人が70%を超えており、50代以上で「家族から聞いた」が多いなど、年代によって同和問題を知ったきっかけが分かれます。

【同和問題について初めて知ったきっかけは何からですか】

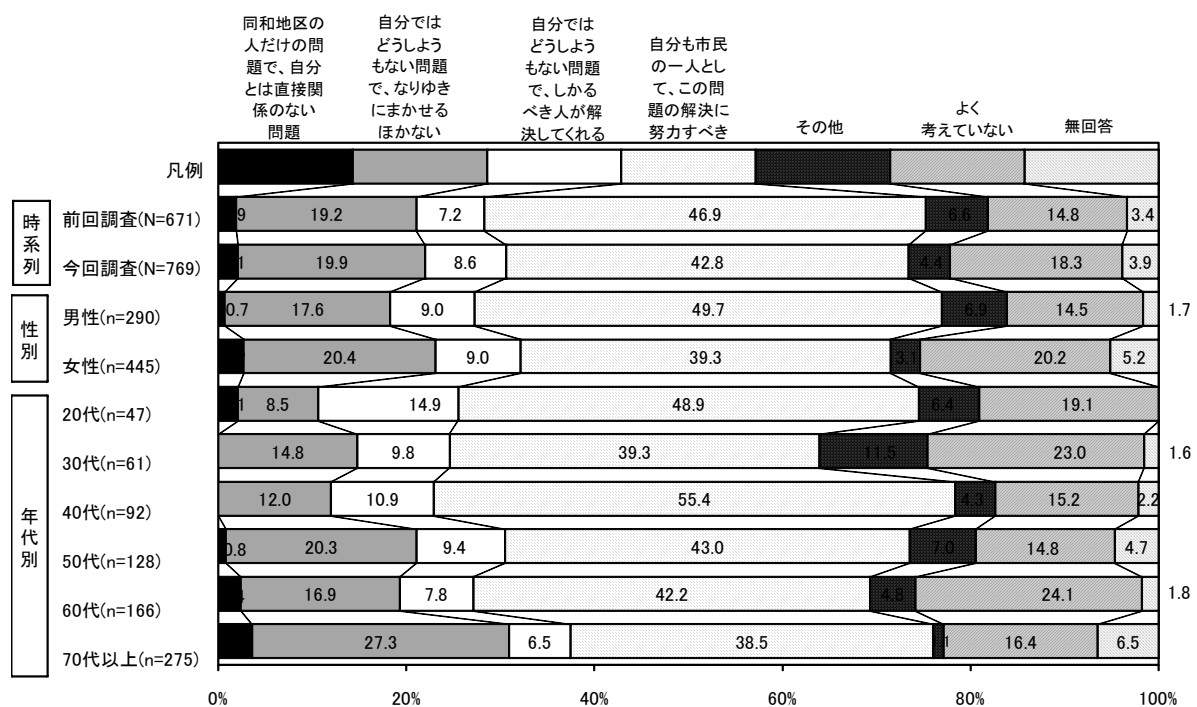
| | | サンプル数 | た学校の授業でおそわった | 兄家族など(祖父母、兄弟など)から聞いた | な同和問題は知っていないが | 同和問題の集会や研修会で知った | 近所の人から聞いた | テレビ・インターネットなどで知った | 学校の友達から聞いた | 職場の人から聞いた | 親戚の人から聞いた | 県や市の広報紙や冊子などで知った | その他 | 同和問題を知らない |
|-------|-----|-------|--------------|----------------------|---------------|-----------------|-----------|-------------------|------------|-----------|-----------|------------------|-----|-----------|
| 全体 | | 769 | 28.6 | 26.4 | 13.1 | 6.4 | 5.7 | 4.3 | 3.9 | 3.8 | 1.7 | 1.4 | 1.2 | 1.2 |
| 性別 | 男性 | 290 | 29.0 | 25.9 | 12.8 | 6.9 | 5.9 | 5.5 | 3.4 | 4.5 | 1.7 | 0.7 | 1.0 | 1.0 |
| | 女性 | 445 | 30.3 | 25.6 | 13.5 | 5.8 | 4.7 | 3.4 | 4.5 | 3.6 | 1.6 | 1.8 | 1.3 | 1.3 |
| 年代別 | 20代 | 47 | 78.7 | 8.5 | 6.4 | - | - | 2.1 | 4.3 | - | - | - | - | - |
| | 30代 | 61 | 77.0 | 9.8 | 3.3 | 1.6 | - | 1.6 | 1.6 | - | 1.6 | - | 1.6 | 1.6 |
| | 40代 | 92 | 76.1 | 13.0 | 3.3 | - | 3.3 | - | 3.3 | - | 1.1 | - | - | - |
| | 50代 | 128 | 28.1 | 35.2 | 9.4 | 3.1 | 2.3 | 3.9 | 5.5 | 7.8 | 0.8 | - | 3.1 | - |
| | 60代 | 166 | 12.0 | 27.1 | 16.3 | 9.0 | 6.0 | 7.2 | 2.4 | 8.4 | 2.4 | 4.8 | 1.2 | 1.2 |
| 70代以上 | 275 | 3.6 | 33.1 | 19.6 | 10.5 | 10.2 | 5.1 | 4.7 | 1.8 | 2.2 | 1.1 | 0.7 | 2.2 | |

資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）

同和問題に対する市民の考え方としては、「自分ではどうしようもない問題で、なりゆきにまかせるほかない」(19.9%)、「よく考えていない」(18.3%)、「自分ではどうしようもない問題で、しかるべき人が解決してくれる」(8.6%)、「同和地区の人だけの問題で、自分とは直接関係のない問題」(2.1%)を合計した『無関心派』が48.9%を占め、「自分も市民として問題解決に努力すべき」という『主体派』(42.8%)を上回っています。

前回調査と比較すると、『無関心派』は43.1%から48.9%と、6.8ポイント増加し、『主体派』は46.9%から42.8%と4.1ポイント減少し、『無関心派』と『主体派』が逆転する結果となっています。

【同和問題に対するあなたのお考えはどれに近いですか】



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

4 市民の声

アンケートには多様な市民の自由記述意見が寄せられました。ここに記載する意見はその一部です。

●人権問題について、あなたはどのように思われますか？



- ・人権問題は、早期（義務）教育の充実によりかなり解消したように思えるし、成人への教育も集会やその他啓発活動により、意識は変わったと思う。ただ、関心のない人の人権感覚は以前と変わっていないのでは。（60代女性）
- ・一日も早く差別のない山鹿市を目指した取組を強化していただきたい。（60代男性）
- ・人権教育は子どもたちが道徳の時間帯で学んでいるようだが、普段の生活で「本当に学んでいるのか」と思うような出来事を、見たり聞いたりするので、まだまだ、学校、家庭、地域でよりいっそう伝えていかないといけないと感じている。（40代男性）
- ・親子参加型の人権学習など、子どもも一緒に参加できるような環境作りを考えていただけると働いている家庭には助かる。（30代女性）
- ・同和問題は昔から話は聞いているが、同じ日本人でつらい思いをしている人がいると思うと気の毒に思う。（70代女性）
- ・人権問題、特に部落差別の言葉は、このころでは聞かなくなったように思う。（70代女性）
- ・みんな同じ人間なのだから、人権問題は大げさに考える必要はないと思う。もし、娘の相手がそうであってもかまわない。（50代女性）
- ・人権教育によってあらゆる一切の差別の排除を願います。また、児童生徒に、差別に対して言い返せるような人権教育を願います。（60代男性）
- ・人権教育は取りたててやるべきではなく、個人個人の意思に任せるべきで、行政が過度のサービスをしなくてよいと思う。（60代女性）
- ・人権問題については何より家庭での躾、教育につきる。問題にすること自体に疑問をもつべきだと思っている。（60代女性）
- ・同和教育を含む人権教育は、今後なくしていくべきだと思う。人権問題は学校、職場、社会生活にあふれており、それが日本の現状である。教育に望むより社会全体の問題として取り組むべき。（50代男性）
- ・同和問題による差別を行うのは高齢者に多く、現在の教育を受けた今の若者は皆平等だと思っている。（70代女性）
- ・同和問題は一般市民だけでなく同和地区の方も同時に問題を解決していく必要があると思う。（20代男性）
- ・若い人はまったく気にしていないので、同和問題を今さら取り上げることは逆効果だと思う。（70代男性）
- ・学校時代は同和問題のことを知らず、地区に遊びに行っていた。婦人会に入り人権学習に参加するなかで知った。知らないことまで、自分のように知ることになるので、あまり人権学習はしなくてもいいのではと思う。（60代女性）
- ・同和問題が学校の人権教育で教えられているようだが、自分はまったく同和問題を知らなかった。子どもたちも学校で初めて知ることになり、そこから差別が生まれているのではないか。学校教育の一環ではあるが、どうなのかと思う。（40代女性）

第4章

計画の基本方向

第4章 計画の基本方向

1 基本理念

本市は、第一次山鹿市総合計画において「人輝く都市（まち）」を将来都市像の一つに掲げ、市民一人ひとりの自立を前提に、行政、市民、団体等がそれぞれの役割を果たし、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組んでいます。

すべての市民が出身や門地、性別や年齢の違い、障害の有無や貧富の差にかかわらず、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重されることが前提となります。

人権が尊重される社会づくりの担い手は、“市民”です。

市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、行政、学校、地域、家庭、企業、団体等が協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するよう、本計画の基本理念を



【基本理念】

ひと
輝く個性・人権尊重のまち
やまが

とします。

2 基本目標

「人権教育のための国連 10 年」の国連決議では、「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯を通じた人権教育の重要性を指摘しています。

本市においては、これまで「人権教育」を「市民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育」とし、啓発まで含めた概念として広くとらえ、人権教育・啓発に取り組んできました。

本計画においては、以下の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

| | |
|--------|--|
| 基本目標 1 | 人権についての教育・啓発 ※人権を知識として身につけ、人間の尊厳を大切にすることを十分に育てること。 |
| 基本目標 2 | 人権としての教育・啓発 ※すべての人が自由に社会参加できるよう、教育を受ける基本的な権利を保障すること。 |
| 基本目標 3 | 人権のための教育・啓発 ※人権が尊重される社会の確立をめざし、自分たちで解決しようとする積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能をもつ人々を育てること。 |
| 基本目標 4 | 人権を通じての教育・啓発 ※人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を用意していること。 |

(参考 1) 人権教育・啓発推進法第 2 条

人権教育・啓発推進法では、その第 2 条で、「人権教育」と「人権啓発」とを別々に定義し、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」であるとしています。

(参考 2) 人権教育・啓発の 4 つの側面

- 「人権についての教育・啓発」とは、人権に関する歴史を教える、差別・偏見が人々の意識、行動、生活にどのような影響を与えるのかということ教える、つまり人権とは何か、知識として伝える、という側面をとらえたものです。
- 「人権としての教育・啓発」とは、教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育を保障する、という側面をとらえたものです。
- 「人権のための教育・啓発」とは、人権の問題がなくならないのは、目の前の人権問題について自分達で解決しようとしていないことであり、人権の問題を自ら解決できる技能を身につけた人を育てる、という側面をとらえたものです。
- 「人権を通じての教育・啓発」とは、学校でいじめがあったり、職場でセクシュアル・ハラスメントがあったりといった状況の下では、人権感覚は本当に根づかない、ということで人権教育が行われる環境自体で人権が大切にされていなければならない、という側面をとらえたものです。

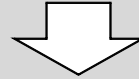
3 施策の体系

基本理念

輝く個性・人権尊重の都市やまが

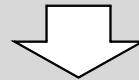
基本目標

- 1 人権についての教育・啓発
- 2 人権としての教育・啓発
- 3 人権のための教育・啓発
- 4 人権を通じての教育・啓発



重点課題

- 1 同和問題
- 2 女性の人権
- 3 子どもの人権
- 4 高齢者の人権
- 5 障がい者の人権
- 6 外国人の人権
- 7 ハンセン病回復者・HIV感染者等の人権
- 8 犯罪被害者等の人権
- 9 様々な人権課題



施策の方向

- 1 教育
 - (1) 就学前教育
 - (2) 学校教育
 - (3) 社会教育
- 2 啓発
 - (1) 内容
 - ① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進
 - ② 人権意識の高揚
 - ③ 日常生活における態度や行動への発現
 - (2) 方法
- 3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等
 - ① 市職員
 - ② 教職員等
 - ③ 社会教育関係者
 - ④ 保健・医療・福祉関係者
 - ⑤ マスメディア関係者

4 重点課題

多岐にわたる人権問題の中で、本計画が提起する重点課題を以下のように定めます。

《重点課題1 同和問題》

●概要●

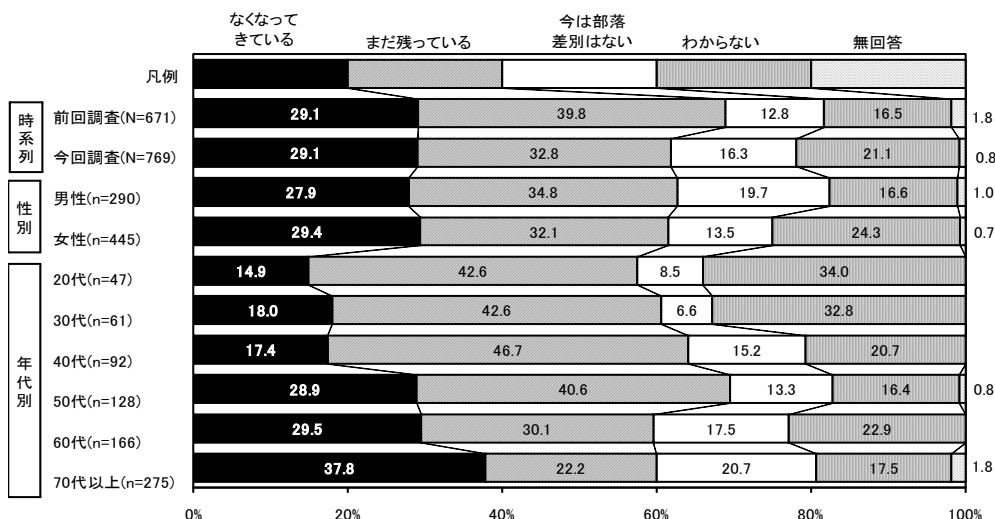
同和地区の物的な基盤整備については改善されてきました。しかし、心理面における偏見や差別意識については依然として根強く残っています。

多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点として、隣保館等を中心に地域交流講座の開設や様々な研修会・学習会などが行われています。この活動を広く市民に啓発し、多くの市民の参加を呼びかけていく必要があります。

アンケート調査結果など

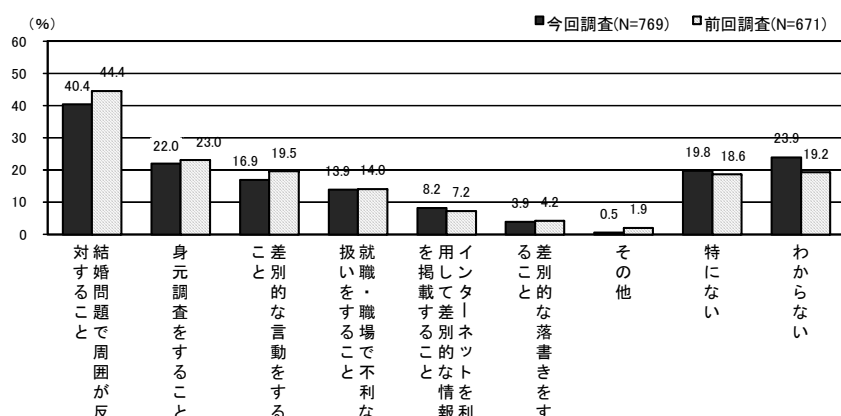
- ◇ 同和問題は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。このため、旧市町においても、同和問題の解決を重要課題として位置づけ、同和対策事業の実施により住宅や道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果をあげ、生活環境については大きく改善されました。
- ◇ 平成 23 年のアンケート調査によると、同和地区に対する差別が残っているとする人は 30%を超えていますが、前回調査と比較すると約 10%減少しています。(図表 5)。同和問題で実際に起こっていることで最も多いのは結婚問題です(図表 6)。仮に、お子さんが結婚しようとする相手が同和地区と呼ばれる地域の人であるとわかった場合、あなたならどうしますかとの質問には、「子どもの意思を尊重する」とする人が約 60%、一方『結婚に反対(「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」と「絶対に結婚を認めない」の合計)』は 30%を超えています。年代別で 20 代~40 代においては「子どもの意思を尊重する」人が圧倒的多数ですが、50 代以降は年代が上がるとともに『結婚に反対』する人が多くなっています(図表 7)。

【図表 5 同和地区に対する差別は残っているか】



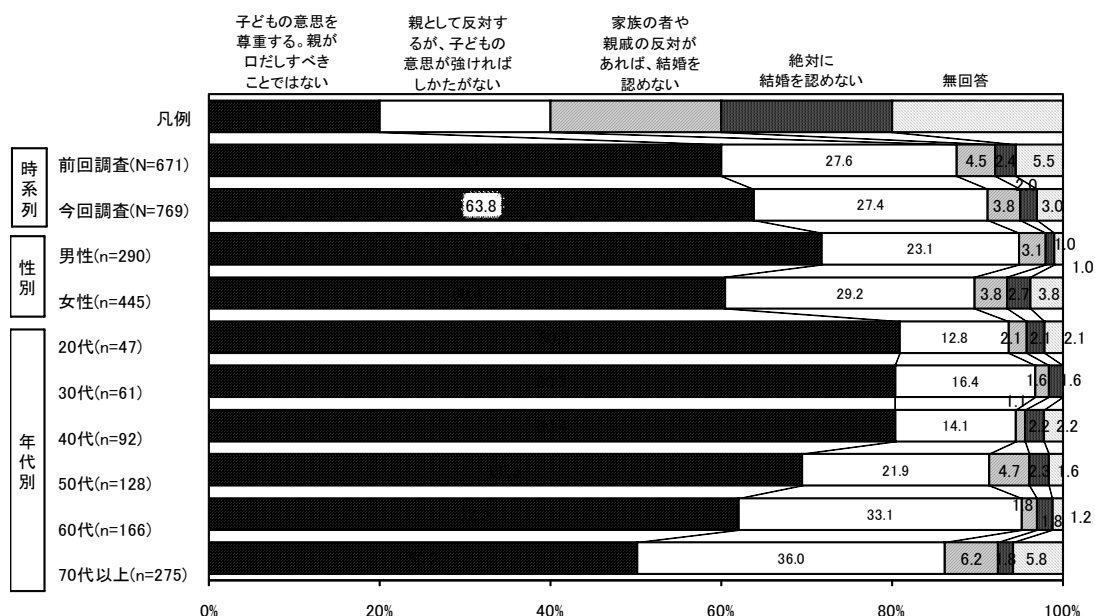
資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成 18 年、今回調査：平成 23 年）

【図表6 同和地区で起きていること】



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

【図表7 仮にあなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人とわかったら】



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

課題及び方向性

- ◇ 年代によって差があるとはいえ、心理面における偏見や差別意識については依然として根強く残っており、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、啓発活動を一層進める必要があります。
- ◇ 同和問題解決に関する多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点として、隣保館等の施設を中心に地域交流講座の開設や様々な研修会・学習会などの取組が行われています。豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする多くの体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めていますが、この活動を広く市民に啓発し、多くの方の参加を呼びかけていく必要があります。

●重点課題の背景●

◇太政官布告「解放令」

1871年（明治4年）8月の解放令は、単に蔑称を廃止し、身分と職業が平等に扱われることを明らかにしたにとどまり、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかったため、その後も差別意識が根強く残りました。

◇同和対策審議会の答申

1965年（昭和40年）8月11日、答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申は、その後の同和対策の基礎となっており、この答申が果たした歴史的意義は大きいものがあります。

◇同和対策事業特別措置法施行

同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策関係の最初の特別措置法として、1969年（昭和44年）7月10日、同和対策事業特別措置法が制定されました。

その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取組が行われてきました。

2002年（平成14年）3月末で失効したことに伴い、同和地区や同和関係者を対象とする特別対策を終了しました。これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、必要に応じた施策が適宜適切に実施されることとなりました。

◇地域改善対策協議会意見具申

1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」出された意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

《重点課題2 女性の人権》

●概要●

男女平等については、法の下で明文化され、その取組が推進されていますが、今なお、男性中心の社会の仕組みとそれを支える固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

「男は仕事」「女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消し、女性が能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や地域における各種団体などにおいて政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野に新たな活躍の場を広げていく必要があります。

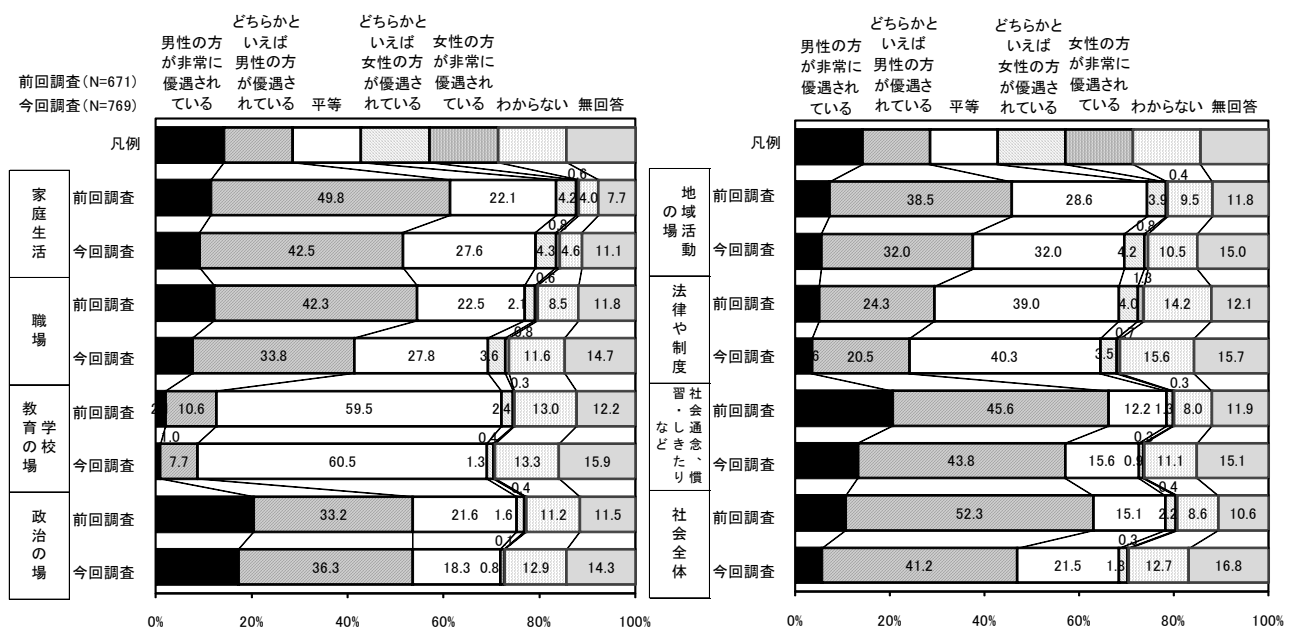
また、夫やパートナー等の親密な関係にある男性からの女性に対する暴力は、基本的人権を踏みこじるものであり、根絶しなければなりません。暴力を未然に防ぐための意識啓発活動とともに、被害女性を支援するための相談体制の充実、情報交換のための関係機関との連携強化など、女性の保護と自立支援のための取組が必要です。

アンケート調査結果など

◇ 平成23年のアンケート調査によると、【学校教育の場】では「平等」と感じる市民が約60%になっています。しかし、【社会通念、慣習・しきたりなど】、【政治の場】、【就職の際】、【家庭生活】、【職場】などで「平等」と感じる市民は10%～20%台にとどまり、『男性が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』とする市民が多く見られます。また、【社会全体】でも、「平等」と感じる市民は20%台にとどまっています。

前回調査と比較すると、ほぼすべての分野において「平等」が増加し、『男性が優遇されている』が減少しているという結果になっています。

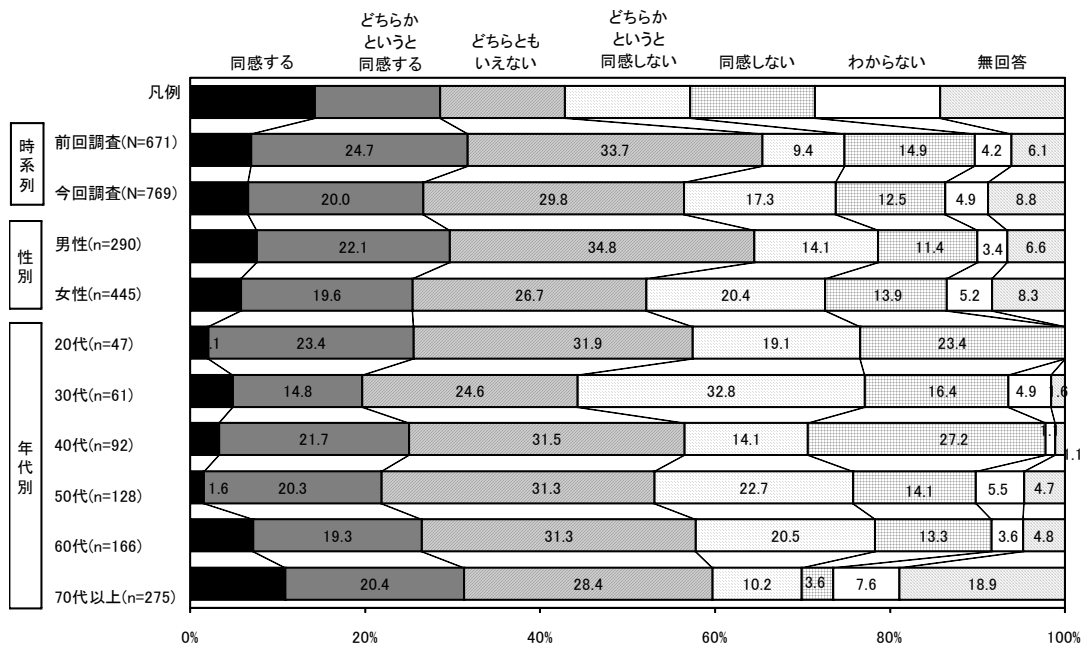
【図表1 様々な分野における男女平等状況】



アンケート調査結果など

- ◇ 「男は仕事に、女は育児や家事、介護など家庭のことが向いている」という性別役割分担意識に『同感する（「同感する」と「どちらかというと同感する」の合計）』市民は 26.6% と、前回調査（31.7%）よりも減少しており、『同感しない（「同感しない」と「どちらかというと同感しない」の合計）』は 24.3%（前回調査）から 29.8%（今回調査）と増加しています。（図表 2）。

【図表 2 「男は仕事に、女は育児や家事、介護など家庭のことが向いている」という性別役割分担意識】



資料：総合保健福祉計画アンケート（人権教育・啓発基本計画）（前回調査：平成 18 年、今回調査：平成 23 年）

課題及び方向性

- ◇ 「男だから強くなければならない」とか「女だから優しく、謙虚でなければならない」といった性別で生き方を決めると、可能性を狭めてしまいます。男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）※への理解を深め、男女が互いに個人として尊重し合うよう、市民意識を醸成していく必要があります。
- ◇ 自治会活動をはじめ地域の活動では、重要なことの決定は男性が、会議などでの飲食の世話などは女性が担うということが多いというアンケート結果になっており、男女がバランスよく地域活動や市の重要な方針決定に参画できるような体制づくりが必要です。
- ◇ 夫やパートナー等の親密な関係にある男性からの女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、「暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である」という社会的な認識を徹底させるなど、啓発活動を推進する必要があります。

※社会的性別（ジェンダー）：

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をいいます。

●重点課題の背景●

◇日本国憲法制定

1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されていくことになりました。その後、「国際婦人年」である1975年（昭和50年）には「世界行動計画」が採択されました。

◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が採択

1979年（昭和54年）、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。日本では、これを契機に「男女雇用機会均等法」などが整備され、1985年（昭和60年）に同条約を批准しました。

◇男女共同参画社会基本法制定

1995年（平成7年）9月の「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」や、1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、1996年（平成8年）12月には、国において「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する2000年度（平成12年度）までの国内行動計画」が策定されました。

また、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題として取り上げることが明記されました。さらに、同年、改正男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメントに関する規定が盛り込まれるとともに2000年（平成12年）には「ストーカー行為^{※1}等の規制等に関する法律」が制定されました。

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{※2} 防止法制定

2001年（平成13年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV^{※2}防止法）の制定により、これまでは夫婦間の問題として扱われた暴力を「配偶者からの暴力は犯罪である」と明示し、被害者からの申立てにより保護命令（接近禁止命令や退去命令）を発することができるようになりました。2004年（平成16年）の改正により、これまで身体への暴力に限定されていた暴力の定義を精神的なもの、性的なものまで拡大したほか、離婚直後の暴力が最も危険との認識から、元配偶者についても保護命令を発することができるようになり、被害者の保護の強化が図られるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

※1 ストーカー行為：

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

※2 DV (Domestic violence)：

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。「夫・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

《重点課題3 子どもの人権》

●概要●

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等により、家庭内で子どもと保護者が孤立化し、育児不安やストレスが児童虐待につながるケースが発生しています。このため、児童虐待の通告義務があることなどの啓発に努めるとともに、早期発見・予防や虐待を受けた児童及びその保護者に対する適切な対応が必要です。

学校においては、いじめや不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、相談体制の整備や取組の強化が求められています。

また、子育ての第一義的責任は家庭にあるとはいえ、行政、学校、企業、地域が相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支える必要があります。

アンケート調査結果など

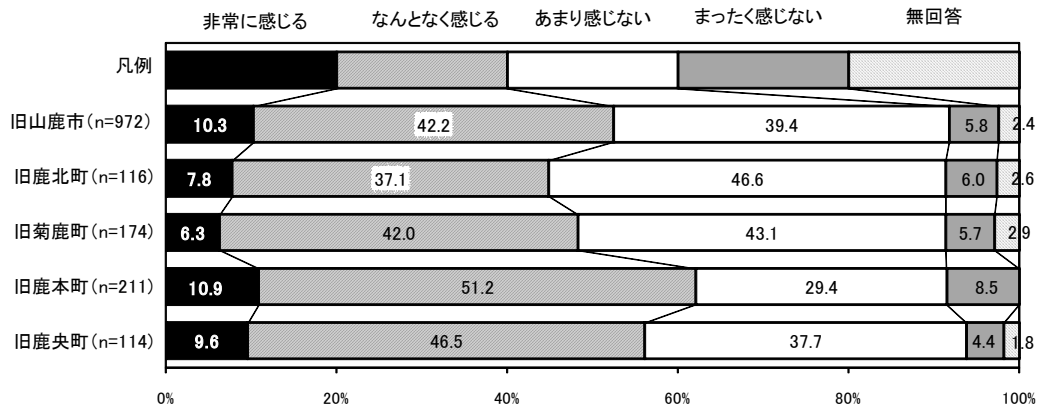
- ◇ 少子化や核家族化の進行により、地域で子どもの数が減少し、近隣や近親者からの子育て支援が得られにくくなっています。さらに、異年齢児同士がふれあう機会が少なくなってきたおり、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長に対する影響が懸念されています。
- ◇ 家庭においては、子育ての負担が母親一人に集中することなどに伴う育児不安やストレスが、児童虐待※につながるケースが多発しています。平成17年に旧市町の次世代育成支援行動計画策定のために実施したアンケート調査では、学校にあがる前の家庭で子育ての不安感や負担感は、旧鹿北町・旧菊鹿町で40%台、旧山鹿市・旧鹿央町で50%台、旧鹿本町で60%台にのぼります（図表3）。

※児童虐待：

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

図表3 就学前の家庭の子育ての不安感・負担感



資料：次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査（旧市町）（平成17年）

課題及び方向性

- ◇ 広く市民に対し児童虐待の通告義務があることなどの啓発に努めるとともに、早期発見・予防や、虐待を受けた児童及びその保護者に対する迅速かつ適切な対応のため、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携が必要です。
- ◇ 学校においては、いじめや不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、子どもについての相談や教職員の研修に対する専門家の派遣など、指導・支援体制を充実させる必要があります。
- ◇ 子どもの人権を守り、社会的に自立していけるよう、保護者だけでなく、行政、学校、企業、地域社会などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制も充実させる必要があります。

●重点課題の背景●

◇「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国際連盟で採択

1924年（大正13年）、生存と発達のための最低限の保護を重視することが規定されています。

◇「児童の権利宣言」が国連で採択

1959年（昭和34年）、教育を受ける権利や差別されない権利といったより具体的な権利が規定されています。

◇「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約[※]」）が国連で採択

1989年（平成元年）、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

◇「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定

1999年（平成11年）に制定され、「児童の権利の擁護」が明記されています。

◇「児童虐待の防止等に関する法律」制定

2000年（平成12年）制定されました。「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており、実質的には子どもの権利を擁護するための法律となっています。

現行の「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的に自立できるよう、発生予防から自立に至るまでの切れ目ない支援体制が整備されています。

「児童の権利に関する条約」とは…



生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。



育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

日本ユニセフ協会抄訳

※子どもの権利条約：

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。1989年11月20日に国連総会において採択され、2005（平成17年）1月現在で192の国と地域が締結しています。この条約は、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959年の「子どもの権利宣言」を受けて成立しました。

前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障していますが、具体的には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守ることを定めています。わが国は1994（平成6）年4月に批准し、158番目の批准国です。（日本ユニセフ資料）

《重点課題4 高齢者の人権》

●概要●

現在、わが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は23.0%（平成22年国勢調査）と、高齢化が急速に進展しています。その一方で、国民の意識や社会のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に追いついておらず、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。

また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

アンケート調査結果など

- ◇ 本市の高齢化率は31.0%（平成22年国勢調査）となっており、全国平均23.0%を大きく上回る水準で推移しています。この傾向は今後も続くことが予想され、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加が見込まれています。高齢者と他世代とのつながりも薄れており、高齢者に対する理解や認識不足による就業差別や、介護を必要とする高齢者に対する介護者からの肉体的、心理的虐待などが大きな問題となっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して自立した高齢期を送れるよう支援することが必要です。

課題及び方向性

- ◇ 介護保険施設等の利用者に対する身体拘束は、原則禁止とされていますが、今後も施設等に対し、身体拘束の廃止に向けた指導の強化を図る必要があります。
- ◇ 高齢者の日常生活に関連する悩みの解消については、「シルバー110番」^{※1}などの相談事業を積極的に利用できる環境づくりに取り組むとともに、特に、判断能力の不十分な認知症の高齢者等を悪徳商法や振り込め詐欺の被害から守り、財産管理を行うため、成年後見制度^{※2}等を広く市民に普及する必要があります。

※1 シルバー110番：

高齢者やその家族の方々の様々な相談に対応している熊本県高齢者総合相談センター（通称：シルバー110番）のことです。相談には、生活上のいろいろな心配ごとに対して相談員が応じる一般相談と、相談日を決めて法律、税などについて専門家が相談に応じる専門相談とがあります。

※2 成年後見制度：

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあります。このような判断能力の不十分な人の自己決定権を尊重しなから、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

課題及び方向性

- ◇ 高齢者のまわりには、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会的活動への参加が阻まれています。市は、バリアフリー^{※1} やユニバーサルデザイン^{※2} 等を進め、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。
- ◇ 高齢者の自立と社会参加を図るためには、高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度や慣行等についても見直す必要があります。そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることのできるよう、就労支援のための施策や、ボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。
- ◇ 認知症高齢者の人権を擁護するためには、地域住民の理解促進に関する取組を推進することが求められます。

そのため、広報等の手段により認知症に対する正しい知識と理解を広めるとともに、「認知症サポーター養成講座」の実施による指導者の養成など、認知症高齢者やその家族に対する差別意識をなくすことが必要です。
- ◇ 2005年（平成17年）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）成立に伴い、高齢者の人権を地域社会全体で見守る体制を目指す必要があります。

※1 バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるように、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

※2 ユニバーサルデザイン：

障害の有無や年齢、性別、能力を問わず、誰にもわかりやすく、誰にも使いやすい製品、環境、空間、建築におけるデザインをいいます。

●重点課題の背景●

◇「高齢社会対策基本法」制定

1995年（平成7年）に制定され、わが国の急速な高齢化の進展に対処するための基本的施策を定めた法律です。

◇「高齢社会対策大綱」閣議決定

「高齢社会対策基本法」第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、1996年（平成8年）に閣議決定されました。

◇新しい「高齢社会対策大綱」閣議決定

戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎えるにあたって、その基本姿勢を明確にするとともに、一層の対策を推進する観点から、2001年（平成13年）に閣議決定されました。

◇「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）制定

2005年（平成17年）に制定され、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、高齢者の権利擁護に資するために定められた法律です。

《重点課題5 障がい者の人権》

●概要●

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定されています。しかし、現実には、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれています。

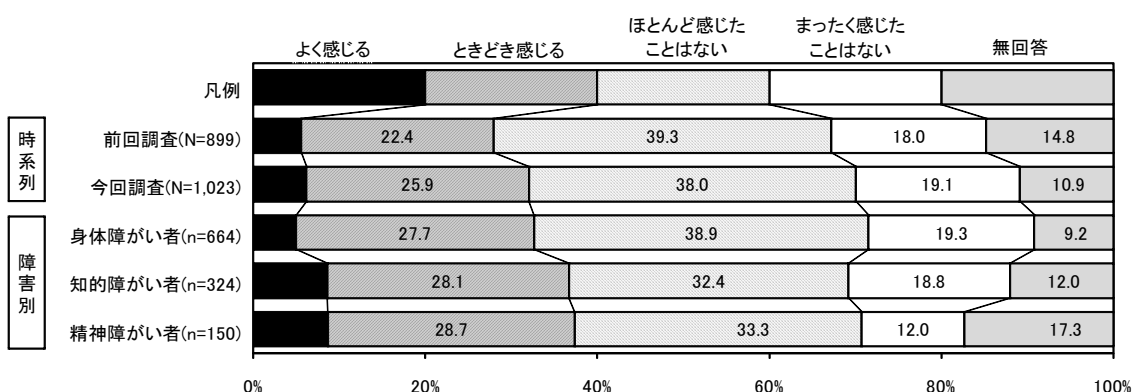
また、2006年（平成18年）、障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害が共通の制度の下での一元的なサービス提供の仕組みが創設され、障がいのある人の地域生活と就労促進に取り組むことになりました。

このため、障害に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが必要です。

アンケート調査結果など

- ◇ 障がい者を取り巻く問題については、これまでも「ノーマライゼーション※」の考え方に基づき、様々な取組を行ってきました。しかし、平成23年のアンケート調査では、日常生活で差別や疎外感を『感じたことがある（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）』と答える障がいのある人は32.1%にのぼり、前回調査（28.0%）を上回っています。障害別にみると『感じたことがある』は精神障がい者が37.4%と最も多くなっています。（図表4）。
- ◇ 県では、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（障害者差別禁止条例）」が、2011年（平成23年）7月に制定されました。

【図表4 日常生活において差別や偏見、疎外感を感じる障がいのある人】



資料：総合保健福祉計画アンケート（障害者計画）（前回調査：平成18年、今回調査：平成23年）

※ ノーマライゼーション：

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

課題及び方向性

- ◇ 障がい者が地域でともに暮らし、安心して生きていくためには、そのことが当たり前であることを前提とした地域づくりを推進していかなければなりません。特に、精神障がいや発達障がいのある人については、地域における誤解や偏見が、障がい者の自立と社会参加の大きな障壁となっていることから、さらに啓発に取り組む必要があります。
- ◇ 身近なところを見れば、障がい者用駐車スペースへの駐車など障がい者に対する理解のない行動や誤解、偏見など、いまだ多くの課題が存在しています。「ともに生きる」社会づくりのためには、何よりもまず地域社会が、障害に対する差別や偏見をなくし、障害や障がい者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障害に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを図る必要があります。
- ◇ 障がい者に対する財産の侵害や障がい者を狙った犯罪なども発生しています。そのため、障害についての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組みながら、地域の障がい者や高齢者、子どもなど援護を必要とする人を地域が守る力を備えていく必要があります。
また、障がい者の権利を擁護するために成年後見制度の普及啓発の必要があります。
- ◇ 障がい者が地域で生活するうえでの大きな課題の一つに就労の問題があります。就労意欲の高い障がい者であっても、事業所の理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があることから、障がい者のみならず、事業所と障がい者の双方へのきめ細やかな支援を行う必要があります。

●重点課題の背景●

国連では、

◇「知的障害者の権利宣言」採択

1971年（昭和46年）に採択され、知的障がい者が多くの活動分野において、その能力を発揮しえるよう援助し、通常の生活に受け入れることを促進するよう規定されています。

◇「障害者の権利宣言」採択

1975年（昭和50年）に採択され、障がい者の権利が具体的に規定されています。

◇「障害者対策に関する長期計画」1982年（昭和57年）から10年間

1976年（昭和51年）に国際障害者年の宣言を決議し、1979年（昭和54年）に国際障害者年のテーマを「完全参加と平等」にすることを決定したことなどを受け、1982年（昭和57年）からの10年間の長期計画を定めました。

◇「国連・障害者の10年」1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）まで

これによりノーマライゼーションの理念が世界各国に広がりました。

国では、

◇「障害者基本法」制定

1993年（平成5年）、障害者施策の基本となる法律が制定されました。それまで身体障がい者だけだった障害の定義について、知的障害、精神障害まで含めて定義されました。

◇「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定

障害者基本法に基づく障がい者の具体的な行動計画であり、1995年（平成7年）に策定されました。

◇新「障害者基本計画」・「重点施策実施5か年計画」策定

「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定されていますが、いまだ現実には、障がい者のまわりでは、意識面をはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

◇「障害者自立支援法」制定

2005年（平成17年）、従来の支援費制度に代わり、障がい者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた社会を構築する方向で制定された法律です。

◇「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定

2011年（平成23年）、障がい者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるために制定された法律です。

県では、

◇「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」制定

2011年（平成23年）、障がいのある方に対する県民の理解を深め、障がいのある方の権利を擁護する取組を進めるための差別禁止条例を制定しました。

《重点課題6 外国人の人権》

●概要●

わが国では就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野をもち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

また、外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりとともに防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

課題及び方向性

◇ 本市における外国人登録者数は、2011年（平成23年）1月1日現在で247人となっており、民間団体や企業等により様々な国々との国際交流も行われています。併せて、観光やビジネスなどで諸外国から本市を訪れる人数も含めて、諸外国との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

そのため、本市における「地方の国際化」の牽引役となる行政、学校、企業・民間団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、外国人が暮らしやすく活動しやすい地域づくりを進めなければなりません。

◇ 外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。その一方で、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向もあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野をもち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

◇ 外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。地域における日本語学習機会の確保や医療などの日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共、ビジネスや観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。

併せて、防犯講話・研修会の実施等による防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

●重点課題の背景●

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

《重点課題7 ハンセン病回復者・H I V感染者等の人権》

●概要●

ハンセン病については、わが国では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られ、1960年（昭和35年）のWHO（世界保健機関）の勧告後も続けられました。1996年（平成8年）、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりましたが、ハンセン病療養所入所者のほとんどは依然として患者であるとの誤解が払拭されていないのが現状です。ハンセン病の正しい認識をもち、人権擁護の見地に立って、地域の市民にハンセン病の歴史や人権についての理解を深め、他の偏見と差別に苦しんで闘っている人たちとの相互支援に取り組んでいく必要があります。

H I V感染症等について医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。感染症については、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であるとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視点も重要です。

2010年（平成22年）12月31日現在、県におけるH I V感染者・エイズ患者の届出数は、感染者51人、患者38人となっており、全国では、平成22年で感染者12,648人、患者5,799人となっています。これらの感染経路を見ると、2010年（平成22年）のエイズ年報では、性的接触によるものが感染者の83.1%、患者の72.3%を占めています。

課題及び方向性

- ◇ 県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」※₁を含め2つの療養所があり、400人弱の方が暮らしています。また、1895年（明治28年）の「私立回春病院」※₂の創設や1898年（明治31年）の「私立待労院」※₃の創設、さらにはハンセン病の歴史を大きく変えることとなった熊本地方裁判所判決が2001年（平成13年）5月に出されたことなど、県とハンセン病はたいへん深い関わりがあり、本市でも理解を深めるための啓発活動が必要です。
- ◇ ハンセン病が治る病気であるという正しい認識をもち、人権擁護の見地に立って、地域・社会の人々にハンセン病の歴史や人権についての理解を深め、他の偏見と差別に苦しんで闘っている人たちとの相互支援に取り組んでいく必要があります。
- ◇ ハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るため、市民への啓発・教育活動を推進していくほか、学校教育における指導者の育成や人権教育の推進、さらには企業研修等による人権意識の普及・高揚に取り組み、共生社会の実現をめざしていかなければなりません。
- ◇ （財）日本性教育協会による「青少年の性行動の実態調査2005年（平成17年）」では、性交経験率が中学生で約10%、高校生で約30%、大学生で60%を超えています。若者を中心としたエイズ感染防止のための啓発が重要です。
- ◇ 市民一人ひとりがエイズに対する正しい知識を身につけ、理解を深めるとともに、HIV感染者・エイズ患者が社会に受け入れられ、自立した生活を送ることができるよう、今後、さらに普及・啓発を進める必要があります。

※1 国立療養所菊池恵楓園：

1907年（明治40年）の「癩予防二閣スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所の一つであり、1909年（明治42年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。1941年（昭和16年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

※2 私立回春病院：

イギリスから布教のために来熊したハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿を見て衝撃を受けたといわれています。そして、少しでも患者の方々を救いたいという思いから、1895年（明治28年）熊本市黒髪に私立回春病院を開設しました。1932年（昭和7年）にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。しかし、時局の悪化に伴い、病院の経営は困難となり、1941年（昭和16年）に閉鎖されました。病院敷地内のハンセン病病原菌研究所だった建物は、現在、「リデル、ライト両女史記念館」となっています。

※3 私立待労院：

フランスから布教のために来熊したカトリック・パリ外国宣教会のジャン・マリー・コール神父は、熊本市手取に教会建設の使命を果たすと、布教の傍ら、本格的にハンセン病患者の救済をはじめたといわれています。そして、1898年（明治31年）、コール神父の要請により、マリアの宣教者フランシスコ修道会から派遣された5人のシスターが来熊し、患者の治療を開始しました。これが、私立待労院の創設とされています。なお1996年（平成8年）年からは「待労院診療所」と改称されています。

●重点課題の背景●

◇ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。1907年（明治40年）、「癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりです。この隔離政策は、1953年（昭和28年）に改正された「らい予防法」においても続けられ、さらに、1960年（昭和35年）にWHO（世界保健機関）が外来治療を勧告した後も続けられました。

◇「らい予防法の廃止に関する法律」の施行

1996年（平成8年）、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。

2001年（平成13年）5月11日、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

◇HIV感染症

HIV感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、カリニ肺炎などのエイズに特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。エイズウイルスに感染しても、多くの場合すぐには発病せず、特に何の症状もない「無症候性キャリア」と呼ばれる期間を過ごすこととなります。人によっては、この発病しない期間が数年から十数年、あるいはそれ以上ともいわれており、最近では、HIVの増殖を抑える薬の開発により、発病をさらに遅らせることができるようになりました。

◇エイズ

エイズは、1981年（昭和56年）、アメリカ合衆国で若い男性同性愛者5人がカリニ肺炎を起こし、後にエイズと診断されたのが最初の報告です。その後、注射による麻薬の使用者や血液凝固因子製剤を使用している血友病患者、輸血を受けたことがある者や同性愛者ではない者にも同様の症例が見られ、1982年（昭和57年）に、後天的に免疫不全を起こす病気としてエイズの定義が確立されました。

以来、世界的な広まりを見せ、日本においても、1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されてからは、身近な問題として取り上げられるようになりました。

国際的な取組の動向としては、1988年（昭和63年）、WHO（世界保健機関）が、エイズの世界的な感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年12月1日を「世界エイズデー」と提唱しました。また、日本においても、1994年（平成6年）、横浜で10回目の「国際エイズ会議」が開催されています。

一方、国内の法制度としては、1989年（平成元年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されましたが、この法律は1999年（平成11年）に廃止され、これに代わって、先に述べた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

《重点課題8 犯罪被害者等の人権》

●概要●

犯罪被害者等[※]は、犯罪等の被害を受けた後に、精神的な被害や治療費などの経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関によって二次的被害を受ける場合があります。犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境に向けた啓発が必要です。

課題及び方向性

◇ 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等の被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があります、さらに苦しんでいる状況です。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続き、保護手続き及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を受けることができるような環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組を強化する必要があります。

◇ 市でも、犯罪被害者等相談窓口を設け、精神的ケアをはじめとする犯罪被害者等への支援に取り組んでいます。

◇ 犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組を行うことが重要です。今後もあらゆる機会をとらえて、啓発活動に取り組む必要があります。

※ 犯罪被害者等：

犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のことです。

●重点課題の背景●

国連では

◇「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択

1985年（昭和60年）8月、犯罪被害者等への情報提供、適切な援助の提供、プライバシーの保護などを刑事司法機関に求めました。

国内では

◇三菱重工ビル爆破事件※

1974年（昭和49年）8月に起きたこの事件では、犯罪の被害者や遺族に対する経済的救済制度創設の気運が高まりました。

◇「犯罪被害者等給付金支給法」制定

1980年（昭和55年）5月、被害者や被害者家族を援助するために一時金を支給するなどを定めた法律です。

◇「被害者対策要綱」制定

1996年（平成8年）制定され、警察が推進すべき被害者対策の基本方針を取りまとめました。

◇「犯罪被害者等給付金支給法」改正

2001年（平成13年）改正され、「犯罪被害者等早期援助団体の指定」に関する規定などが新たに創設されました。

県では

◇「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」策定

2008年度（平成20年度）策定され、「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」、「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」、「パートナーシップに基づく施策推進」の3つを重点的な課題及び取組方針として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進しています。

※ 三菱重工ビル爆破事件：

三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷した事件です。この事件では、大勢の人が死傷しましたが、被害者の中には、労働者災害補償保険法などの公的給付を受けられる人々と全く補償を受けない人々とが生じたことから、国の施策としての補償制度の不均衡が問題視され、犯罪被害補償の必要性が強く意識されることとなりました。

《重点課題9 様々な人権課題》

(ア) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、仮に本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。これらの人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(イ) 水俣病をめぐる人権

水俣病は、昭和31年（1956年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。

今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。偏見や差別の解消のためには、水俣病が伝染病・遺伝病・風土病ではないことや、平成9年（1997年）に県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網も撤去され、昔のきれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなどの啓発活動に取り組む必要があります。

(ウ) インターネットによる人権侵害

近年、インターネットの急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、同和問題にかかる人名・地名などに関する差別書き込みや個人情報の不正な取り扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、誹謗中傷など、いわゆる「情報化の影」の部分が生じています。今後も利用者一人ひとりが、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくための取組が必要です。

(エ) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮側による日本人の拉致被害による問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

平成 18 年（2006 年）6 月に『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

この問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(オ) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化をもっています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

民族や生活様式といった文化の違いに対する市民の寛容性を育むためにも、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(カ) ホームレスの人権

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人々は、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解があることが必要です。そのためには、ホームレスの実態（要因・背景・生活状況等）を住民が理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識が解消されるように、啓発活動を行うことが必要です。

(キ) 性同一性障害・性的指向※をめぐる人権

性同一性障害がい者は、日常生活の様々な場面において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

(ク) 風評被害による人権侵害

風評被害は根拠のない噂により受ける被害であり、最近の例では、東日本大震災を発端とする福島第一原子力発電事故が原因で、避難民がタクシーへの乗車を拒否されたり、いじめにあうなどが発生しています。

「インターネットによる人権侵害」と同様、今後は市民一人ひとりが、風評に対する正しい理解と認識を深め、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくための取組が必要です。

※性的指向：

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語です。このほか、同じく性的少数者に位置づけられる性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。

第5章

人権教育・啓発の施策の方向

1 教育

(1) 就学前教育

乳幼児期においては、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められます。そのため、すべての職員が共通理解に立って、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を促す支援が必要です。

幼稚園・保育園等の就学前教育は、人や物、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を確立するうえで極めて重要な役割を担っています。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。

特に、偏見をもたず差別しないということ、保護者自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。

【取組方向】

① 就学前教育の充実

すべての幼稚園・保育園において、子どもたちが、遊びの中で、体験を通して生きる力を培い、人権を大切にすることを育てる就学前教育に努めます。

職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、経験年数による研修の体系化や、園内研修と行政等が実施する研修の組み合わせによる一体的な研修の工夫で、資質や指導力の向上に努めていきます。

② 家庭教育に対する支援

保護者と子が、共に人権感覚を養うことのできる学習機会の確保や情報の提供を行うとともに、相談体制を整備し周知することにより、家庭教育支援の充実を図っていきます。

③ 学習機会の充実

人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組を促進します。また、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むよう、ボランティア活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通して、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。さらに、ボランティア活動への理解を進め、地域社会で助け合う意識の醸成を図ります。

(2) 学校教育

学校教育は、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に応じ、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図る必要があります。

【取組方向】

① 学校教育の充実

校長のリーダーシップのもと、まず教職員自らが人権を尊重する主体としてどうとらえているかを点検しつつ、児童に習得してほしい力（知識・技能・態度）を確認しながら、共に実践的指導力の向上が図れるような教育に努め、豊かな感性や主体的な行動力のある子どもの育成に努めます。

子どもが安心して過ごすことのできる人権感覚あふれる学校を教科等指導や生徒指導、学級経営等あらゆる教育活動を通じて実現していくとともに、子どもと保護者・地域住民等が一緒になって取り組む学習活動を積極的に促進していきます。

② 家庭・地域との連携

児童生徒が豊かな人権感覚を育んでいくために、学校、家庭、地域社会が、共に子どもを育てていくという視点でそれぞれの役割を効果的に果たし、相互に緊密な連携を図るように努めます。

③ 学習機会の充実

小学校は、家庭や地域との連携を深め協力も得ながら、子どもが学校生活を通し、心身の発達に応じて、人権についての基礎的な理解と認識を培う教育の場です。学校で人権教育を推進するに当たり、教職員個々の研修や実践、保護者・地域・異校種との連携交流から学んだことは、全員で共有化を図り、様々な人権問題について、正しく認識するための基礎が身につく教育を進めます。

中学校では、小学校における取組の基礎の上に立ち、教職員が家庭や地域に出向きその現実を把握するとともに、校内で児童・生徒の実態から見える問題点を明らかにし、学校としての課題を教職員が共有化できるような研修の機会をもち、それを克服していくための教育実践を図っていきます。

高校生や青少年に対しては、社会道徳を培い、他人の立場を理解し尊重できる豊かな人権感覚が身につけられるよう、県教育委員会や高等学校、社会教育分野と連携しながら、人権に関する学習の場の提供を図ります。

P T Aや保護者会に対しては、保育園、幼稚園、学校等における人権教育・啓発の効果が、各家庭で正しく反映できるよう、保護者と教職員の関係や地域と学校の協力関係の在り方を探りながら、更に幅広い視点からの人権教育を推進していきます。

(3) 社会教育

社会教育は、すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組の中で、市民一人ひとりが自発的学習意思に基づき学習ができるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備・充実が求められます。

その中で、家庭教育は、思いやりや生命を大切に作る心など人間形成を育むうえで重要な役割を担っています。

【取組方向】

① 社会教育の充実

単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、自ら学んだことを行動できるよう支援体制を整え、人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図ります。

② 家庭教育に対する支援

保護者と子が、共に人権感覚を養うことができるよう関係部署の連携を図りながら、家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備強化などにより、家庭教育の支援に努めます。

③ 学習機会の充実

学習機会の充実を図るため、公民館講座等の内容・手法を創意工夫し、参加しやすい魅力ある講座等を実施するとともに、各地域での開設はもちろんのこと、各校区や小規模域での実施を促し、市内全域において学習機会の拡充を図ります。

公民館をはじめとする社会教育施設等は、市民の様々な学習要求に対応した学習活動や文化活動、体育・レクリエーション等の事業を行うことにより、市民の生活を高める生涯学習活動の拠点です。なかでも、人権の確立を目指す学習活動は、社会教育施設等の活動の重要な柱です。特に、各地域における生涯大学講座等の公民館講座に、人権教育に関する講話を必ず組み込むことで、人権意識の高揚を図ります。また、学校教育との連携を図り、保護者、子ども、地域が一緒になってボランティア活動・自然体験活動などの多様な体験活動にも取り組み、地域コミュニティの活性化を図るとともに、お互いに人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

社会教育関係団体が、人権教育に関する研修会等を自主的に実施できるよう、支援体制を整えます。また、人権問題を身近な問題としてとらえ、人権教育・啓発を推進するために、地域での指導者の育成に重点を置き、指導体制の充実を図ります。

2 啓発

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、その目的は、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識をもつとともに、そうした認識が、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は、市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。

このため、啓発にあたっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。

市民の間に、人権の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくり、言いかえれば、人権について語り合う場そのものが人権を大切にす雰囲気を用意しているような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけでなく、実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

【取組方向】

(1) 内容

① 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発にあたっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」「子どもの人権」など個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題となっているのか」という内容が、市民に正しく理解・認識されるように、広報誌等を活用するなどあらゆる機会を通して啓発に取り組みます。

② 人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、幼児や小学生などが巻き込まれる痛ましい事件をはじめ、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、近隣者間でのトラブル、職場でのパワーハラスメントなど日常生活の様々な場面において、些細なことから人が傷つけられたり、事件に巻き込まれたりするような事象が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因としてあげられます。

一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるということ、一人ひとりが独立した人格と尊厳を持った人間であるということが実感できるような啓発活動を進めます。

わが国では、世間体を気にしたり、横並び意識があることなどにより、自分自身はそう思っていないとしても、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風習があります。世間体などに惑わされることなく、一人ひとりが異なった考え方や価値観をもった存在であるということを認めたくえて、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

③ 日常生活における態度や行動への発現

一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。

ワークショップ型（参加体験型）研修等での実践を通して、様々な人権問題を自分自身のこととして受け止め考え、行動できるような啓発を推進します。

(2) 方法

① 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階や理解度に合わせて様々な機会をとらえた啓発活動を進めます。

また、広報誌、チラシ、オフトーク放送等あらゆる機会を通して、広く市民にイベントや講演会等への参加の呼びかけを図ります。

② 具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事実など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」とか「こういう課題があります」というだけでは、人の心に響きにくく、どうしても他人事としてしか受け止められないという面も出てきます。

実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があると考えられます。

そのように市民が人権問題を身近に感じられるような啓発活動を進めます。

③ 参加体験型の啓発

人権に関する講演会の開催や人権啓発冊子等の作成・配布といった市民に対する発信型の啓発は、人権に関する知識の習得という点では一定の効果がありますが、さらに、市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、今後とも、研修等の中で、ワークショップ型（参加体験型）研修等を一層充実させていきます。

④ 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含めすべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。

このため、地域住民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、ボランティア活動体験事業などに取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながると考えます。

3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組が重要になってきます。

① 市職員

市職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければなりません。そのためには、新規採用職員から管理・監督職に至るすべての階層で、人権問題に関する研修を実施し、意識の高揚を図る必要があります。引き続き、職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

② 教職員等

教育現場における人権教育の意義は、次代を担う子どもたちの人権意識や人権感覚の育成を図ることです。そのためには、教職員自身の人権問題に関する基本的認識を確立するとともに、子どもの人権を擁護する力量や資質を高めるための研修会等の充実を図る必要があります。研修内容としては、人権学習の充実、十分な研修機会の環境整備、管理職のリーダーシップの高揚、人権問題に対する基本的認識を高める職員研修内容等の充実が考えられます。

具体的には、中学校校区における保幼小中連携協議会を通して、人権学習に係る授業研究会等を行い、スキルアップに努めます。

また、本市人権教育・啓発推進協議会では、高校とも密接な連携を図りながら、人権教育の実践レポート研究会を実施するとともに、共通教材等の研究を行い指導力の向上に努めます。

③ 社会教育関係者

公民館や社会教育団体等の関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しているため、人権問題についても大きな影響力をもっています。地域住民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力の向上が求められています。社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、人権教育研修の充実及び啓発の推進に努めます。今後とも、イベントや各種研修会・講演会等への参加を呼びかけていきます。

④ 保健・医療・福祉関係者

医療、介護、相談など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事している者は、利用する患者等の人権を尊重するとともに職員の人権意識を向上させる必要があります。

自主的な研修の実施を要請するとともに様々な研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていきます。今後は、セクハラや接遇等の研修に加え、患者等の人権に関する研修も実施していくよう努めます。

⑤ マスメディア関係者

情報化社会を迎えた今日、テレビや新聞などのマスメディアは、社会情報の大部分を提供しており、人権に関わる意思に対して、大きな影響力を有しています。マスメディアは人権を守る有効な手段であると同時に、人権を侵害する危険性もはらんでいます。

関係者の人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、自主的な取組を要請するとともに、各種研修会への参加を求めています。

第6章

計画を推進する体制等

第6章 計画を推進する体制等

1 市の実施体制

庁内の関係課と一体となった取組を進めるとともに、保育園、幼稚園、学校、企業、民間団体などにおける人権教育・啓発を積極的に推進するなど、その果たすべき役割は極めて重要であり、今後、更に機能を充実させる必要があります。

市民に対する人権教育・啓発は、保育園、幼稚園、行政、学校、企業・民間団体、地域及び家庭などあらゆる場を通して行われることで、実効をより高めます。市も、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえ、相互の連携を図るものとします。

2 市民への啓発

人権についての市民の関心を高めるため、広く市民が参加しやすいような講演会などの啓発イベント等を実施します。また、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、「広報やまが」の紙面を活用し、人権に関する情報の掲載をするとともに、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

また、講演会や研究会への参加の呼びかけや、12月の人権週間をはじめとする啓発の強化期間等の広報活動を積極的に行います。

3 人材の育成等

人権教育・啓発の推進をするためには、市民の学習のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。

人権同和問題モニター養成講座の充実を図り、人権同和問題モニターの育成に努めます。また、人権問題に関する有識者を地域の人材の核と位置づけ、人権教育・啓発活動での役割を強化するとともに、生涯学習分野との連携による人材の登録制度の整備を行います。

4 調査・研究

人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの人権教育・啓発への取組を点検・評価する必要があります。

このため、外部の有識者等からの意見などを踏まえ、取組の評価を行うとともに、市内外の人権教育・啓発手法について調査し、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究していきます。

また、社会情勢の変動や進展によって、人権をめぐる状況は今後とも変化することが予想され、効果的な学習テーマや学習方法を提供するため、市民意識調査の実施や様々な人権問題についての研究を行い、意識調査や研究の成果については、実際に啓発イベントや人材育成のための研修会等での実践に努めていきます。

5 相談体制等の充実

人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、市においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が自立に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、身近な相談体制の充実に努めます。引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、被害者の支援等に取り組みます。

6 国、県、他市町村及び企業団体などとの連携

本計画の実効性をあげるためには、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。また、民間のあらゆる部門において、人権教育・啓発の取組が積極的に行われる必要があります。そのため、企業や民間の各種団体などに人権教育・啓発の充実を促すとともに、適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決を目指す多くの民間団体などと連携し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

7 家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期からの家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要です。

このため、各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

8 ライフステージ別課題ごとの市民・行政の役割

| | ライフステージ別課題 | | | | | 目標 | 市民の役割 (家庭・地域・職場等) | 行政の役割 (保育園・学校等含む) |
|---|-----------------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|--------------------------|--|--|
| | 乳幼児期 (0～5歳) | 学齢期 (6～18歳) | 青年期・壮年期 (19～39歳) | 中年期 (40～64歳) | 高齢期 (65歳以上) | | | |
| 1 | 思いやりの心をもった基本的な生活習慣の確立 | | | | | 人権尊重の精神の芽生えを育むこと | 地域の子どもに関心を持ち、地域全体での子育てに協力すること | 発達段階に応じたきめ細かい対応 携わる職員自身の人間味あふれる対応 |
| 2 | 児童虐待の防止 | | | | | 子どもの心身とも健全やかな成長 | 虐待と思える行為を見聞した際の情報提供 | 行政機関の連絡網の強化と迅速な対応 子育て支援策の充実 家庭訪問・相談事業の充実 |
| 3 | | いじめの根絶 | | | | 一人ひとりの人権が守られる学校づくり | 子どもからのサインを見落とさず、地域全体で見守る体制づくり | 学校・保護者・関係機関等との連携強化と迅速な対応 |
| 4 | | 命の尊さを学ぶこと | | | | 「生きる力」をもった児童生徒の育成 | 安心・安全の地域づくりへの取組 | 学校教材の情報収集と精査による効果的な教育実践 |
| 5 | | 豊かな人間性を育むこと | | | | 様々な体験・交流を通じた人権尊重意識の高揚 | 地域での伝統行事等への子どもたちの積極的な参加の促進 | 障がい者・高齢者等へのボランティア活動や社会体験活動の実践 |
| 6 | 人権尊重の精神の涵養 | | | | | 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動 | お互いの人権を尊重するための積極的学習及び地域啓発 | 様々な人権課題に対する学習会・講座・交流会の開催 参加体験型学習の提供 |
| 7 | | | 家庭教育への支援 | | | 家庭教育における人権教育の充実 | 研修会・講演会等への積極的参加 | 講演会・研修会等の開催 啓発パンフ等の作成 |
| 8 | | | | | 社会活動参加の促進 | 生き生きと生涯現役で暮らせる地域づくり | 高齢者の経験・知恵を活かせる場所づくり 年齢だけで別扱いする慣行等の見直し | 高齢者の自立と社会参加への事業の充実 |
| 9 | | | | | 高齢者虐待の防止 | 高齢者の自立した生活の支援 | 地域ぐるみでの声かけ 情報提供への協力 | 行政機関の連絡網の強化と迅速な対応 |

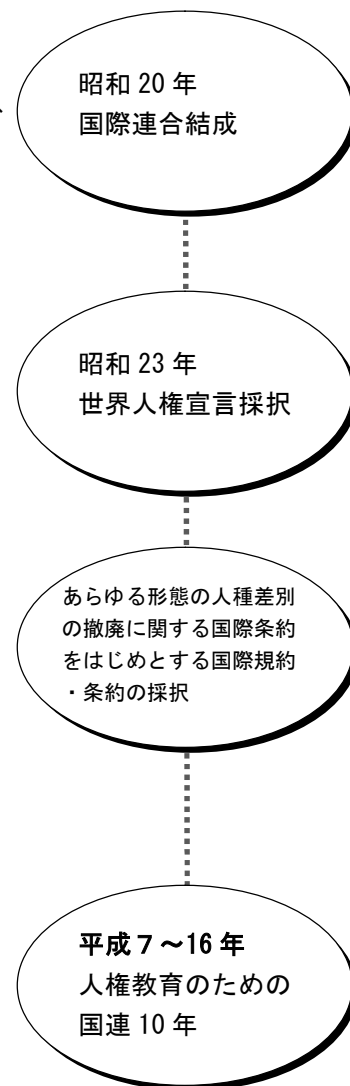
資料編

(1) 人権に関する世界の取組

20 世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした 2 度にわたる世界大戦の反省から、戦争がいかに人権を侵害するものか、また、平和が大切かを学び、その反省と平和を願う世界各国の取組により、1945 年（昭和 20 年）6 月 26 日に国際連合（国連）が結成されました。

1948 年（昭和 23 年）12 月、第 3 回国連総会において、すべての人間の尊厳を保障するための基準である「世界人権宣言」※が採択され、全世界に表明されました。その後、この宣言を実現するため「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「国際人権規約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「児童の権利に関する条約」など、数多くの人権に関する規約や条約の採択と「国際人権年」をはじめとした様々な国際年によって、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が行われてきました。

しかし、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立による地域紛争、テロ、迫害、飢餓や貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1994 年（平成 6 年）の第 49 回国連総会において、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、世界人権宣言第 26 条にある、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」との理念を再確認するとともに、各国にその具体的なプログラムとしての「人権教育のための 10 年行動計画」の策定を促し、人権教育・啓発に積極的に取り組むよう要請してきました。なお、「人権教育のための国連 10 年」の第 1 段階（当初 2005 年～2007 年、後に 2 年延長）は初等・中等教育に焦点を絞って設定されており、各国での取組が求められています。



※ 世界人権宣言：

前文：「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」

第 1 条：「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。」

(2) 人権に関するわが国の取組

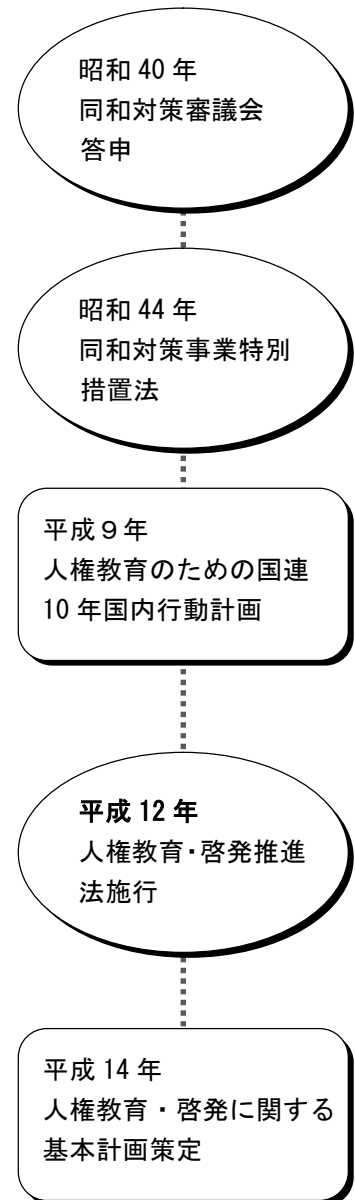
国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

また、日本社会の歴史的身分階層構造などに基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれた同和問題については、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」の後、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法[※]」の制定により、同和対策事業が行われました。

国連総会で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1995年（平成7年）には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）、国内行動計画が策定されました。その中で、「この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりある人権国家の実現を期する。」と国の基本姿勢を示しました。人権教育は人権についての理解と人権意識の向上が重要であり、国際社会が協力して進めるべき基本課題としています。

また、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を定めました。2002年（平成14年）、同法第4条に基づき、国においては「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

その後、国においては、新たな法律として2004年には「犯罪被害者等基本法」、2005年には「高齢者虐待防止法」や、2007年（平成19年）には「DV防止法」、「児童虐待防止法」の見直し等を行っています。



※ 同和対策事業特別措置法：

第1条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(3) 人権に関する熊本県の取組

県においては、1999年（平成11年）、「『人権教育のための国連10年』熊本県行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定し、人権教育・啓発のめざすべき方向を示し、人権問題の解決に向けた施策に取り組んできました。

2002年（平成14年）には、人権教育・啓発の推進拠点として「熊本県人権センター」を開設しました。

2004年（平成16年）3月、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づく施策を推進しているところです。

2005年（平成17年）3月に策定した『熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとユニバーサルITプラン」』の中で、解決しなければならない基礎的な課題として、情報モラルの向上を位置づけ、県民のモラル向上や情報モラルに関する教育の充実に取り組んでいます。

2008年度（平成20年度）に『熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針』を策定。「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」、「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」、「パートナーシップに基づく施策推進」の3つを重点的な課題及び取組方針として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進しています。

(4) 人権に関する本市の取組

平成17年1月の合併前では、「人権教育のための国連10年国内行動計画」の中で地方公共団体等がこの行動計画に沿った取組を展開する必要性が述べられたことから、旧市町において行動計画を策定し、計画的な人権教育・啓発を進めてきました。

合併を契機に、平成17年1月、部落差別及び女性、障がい者等への差別をなくし、人権を守るための市及び市民の責務、市の施策等について必要な事項を定める「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」（条例第123号）を制定し、市・市民の責務を規定しました。

また、平成18年9月、山鹿市男女共同参画推進条例（条例第24号）を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業者の責務などを定めました。

平成19年3月には、平成28年度までの10年間の「山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成24年3月には、前期5年の見直しを行いました。

(5) 山鹿市人権教育・啓発推進事業の推移

| 年月 | 行事 | 備考 |
|--------|----------------------------|--------------|
| S59年度 | 人権同和問題モニター養成講座 | S59年度～（毎年度） |
| S60年度 | 人権同和問題モニター制度（3年間） | S60年度～（毎年度） |
| H17.5 | 山鹿市人権教育・啓発推進協議会 発足 | 毎年5月総会 |
| H17.8 | 山鹿市人権教育・啓発研究大会 | H17～21年度（5回） |
| H17.11 | 山鹿市人権教育・啓発基本計画推進本部 設置 | |
| H17.12 | やまが人権フェスティバル | H17年度～（毎年度） |
| H17.12 | 人権週間 街頭啓発 | H17年度～（毎年度） |
| H17.12 | 人権週間 作品展示 | H17年度～（毎年度） |
| H18.3 | 山鹿市人権教育・啓発の取り組み 「くらしと人権」発行 | H17年度～（毎年度） |
| H18.11 | 山鹿市人権問題地域講演会 | H18年度～（毎年度） |
| H19.3 | 山鹿市人権教育・啓発基本計画 策定 | |
| H19.3 | 山鹿市子ども人権作品集 「芽吹き」発行 | H18年度～（毎年度） |
| H19年度 | 人権同和問題担当者 研修会 | H19年度～（毎年度） |
| H22.8 | 山鹿市人権教育レポート研究会 | |
| H24.3 | 山鹿市人権教育・啓発基本計画(改訂版) 策定 | |

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例

平成 17 年 1 月 15 日

条例第 123 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、部落差別及び女性、障害者等への差別(以下「部落差別等」という。)をなくし、人権を守るための市及び市民の責務、市の施策等について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するものとともに、市行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚を持って差別を許さない市民意識の形成に努力し、部落差別等の撤廃を実現するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等を撤廃するために必要な生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、人権教育の充実等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(実態調査の実施)

第 5 条 市は、部落差別等の実態を把握するため、5 年ごとを目途に調査を行うものとし、その結果を市の施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、人権意識の啓発に係る指導者及び関係団体との連携を強化し、啓発活動の充実による人権擁護意識の醸成に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、部落差別等の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 市は、市の施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、山鹿市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

山鹿市人権擁護審議会規則

平成 17 年 1 月 15 日

規則第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例(平成 17 年山鹿市条例第 123 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、山鹿市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権の擁護に関する施策の推進について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(平 21 規則 15・一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員は非常勤とし、任期を 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 21 規則 15・一部改正)

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民福祉部人権啓発課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 19 日規則第 15 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年3月

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間の「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

資料編3 策定にあたって

山鹿市人権擁護審議会委員名簿

(山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例、山鹿市人権擁護審議会規則)

(任期：平成24年1月1日～平成25年12月31日)

| 区分 | 番号 | 氏名 | 団体等の名称 | 役職 |
|---------------|----|--------|----------------------|-----|
| 学識経験者 | 1 | 永田 一吉 | 元郡市同和教育推進協議会会長 | 会長 |
| | 2 | 三浦 貴子 | 障害者支援施設愛隣館 | |
| 各種団体から推薦を受けた者 | 3 | 芹川 孝弘 | 山鹿市囑託員連合会 | 副会長 |
| | 4 | 阿蘇品 宗道 | 山鹿市民生委員・児童委員連絡協議会 | |
| | 5 | 原 ケイ子 | 山鹿市男女共同参画審議会 | |
| | 6 | 緒方 浩介 | 山鹿市校長会 | |
| | 7 | 田中 成二 | 山鹿市PTA連絡協議会 | |
| | 8 | 山本 敬 | 山鹿市老人クラブ連合会 | |
| | 9 | 立山 弘房 | 山鹿市社会福祉施設連絡協議会 | |
| | 10 | 笹本 龍雄 | 部落解放同盟熊本県連合会山鹿三支部長代表 | |
| | 11 | 松川 正次 | 部落解放同盟熊本県連合会鹿本支部長 | |
| | 12 | 高本 孝文 | 部落解放同盟熊本県連合会鹿央支部長 | |
| その他 | 13 | 早川 秀隆 | 鹿本農業協同組合 | |
| | 14 | 立山 誠也 | 山鹿商工会議所 | |

(順不同・敬称略)

山鹿市人権教育・啓発基本計画

発行 山鹿市
編集 市民福祉部人権啓発課
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 978 番地
電話：(0968) 43-1199
発行日 平成 24 年 3 月

山鹿市人権教育・啓発基本計画〔改定版〕



熊本県山鹿市